

【資料編】

< 目次 >

資料 1	交野市防災会議条例	1
資料 2	交野市防災会議委員一覧	3
資料 3	防災関係機関通信窓口	4
資料 4	活断層の状況	6
資料 5	地形・地質分類図	8
資料 6	災害協定一覧表	9
資料 7	備蓄等の考え方	14
資料 8	指定避難所一覧表	16
資料 9	指定緊急避難場所一覧表	17
資料 10	土砂災害等危険箇所一覧表	18
資料 11	交野市防災行政無線同報系	30
資料 12	主要河川一覧表（一般防災関係重要水防区域）	31
資料 13	準用河川一覧表	33
資料 14	ため池水防区域一覧表（ため池防災関係水防区域）	34
資料 15	水防倉庫一覧表	35
資料 16	河川別水防値及び資材整備基準表	36
資料 17	ため池水防値及び資材表	37
資料 18	医療機関一覧表	38
資料 19	市内要配慮者利用施設一覧表	42
資料 20	洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧	49
資料 21	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	51
資料 22	災害時用井戸一覧表	52
資料 23	雨量・水位観測所一覧	53
資料 24	緊急交通路線及び防災拠点	54
資料 25	交野市災害対策本部条例	57
資料 26	大阪府広域火葬計画	58
資料 27	大阪府広域火葬事務処理要領	62
資料 28	広域火葬に係る情報等伝達フロー	64
資料 29	大阪府 災害時におけるボランティア活動支援要綱	65
資料 30	交野市災害弔慰金の支給等に関する条例	67
資料 31	交野市災害見舞金等給付条例	70
資料 32	交野市地区防災計画の規定手続に関する要綱	72
資料 33	交野市地区防災計画一覧	74

資料 1 交野市防災会議条例

昭和40年7月26日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、交野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平成12条例7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交野市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基く政令により、その権限に属する事務

(平成24条例26・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1人
 - (2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者 10人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 8人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 4人以内
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(昭和48条例26・平成24条例26・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、交野市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)に定めるところによる。

2 本市の職員が、委員又は専門委員に任命されている場合は、前項の規定は適用しない。

(昭和46条例25・一部改正)

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年11月3日から施行する。

附 則(昭和48年条例第26号)

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に
東海地震の警戒宣
に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第26号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

資料2 交野市防災会議委員一覧

(危機管理室)

区 分	定 数	機 関 及 び 職 名
1 指定地方行政機関の職員	1 人	近畿農政局大阪府拠点地方参事官
2 大阪府知事の部内職員	4 人 以内	大阪府四條畷保健所次長 〃 枚方土木事務所長 〃 枚方土木事務所参事兼地域支援・企画課長
3 大阪府警察の警察官	1 人	大阪府交野警察署長
4 市長の部内の職員	10人 以内	交野市副市長 〃 危機管理室長 〃 総務部長 〃 企画財政部長 〃 市民部長 〃 健やか部長 〃 福祉部長 〃 都市まちづくり部長 〃 水道局長
5 教 育 長	1 人	交野市教育長
6 消防長及び消防団長	2 人	交野市消防長 〃 消防団長
7 指定公共機関又は 指定地方公共機関の職員	8 人 以内	西日本電信電話株式会社関西支店設備部長 関西電力送配電株式会社大阪北本部守口配電営業所所長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部設備技術チームマネージャー 西日本旅客鉄道株式会社社長尾駅駅長 京阪電気鉄道株式会社枚方エリア駅長 京阪バス株式会社運輸部交野営業所長 一般社団法人交野市医師会会長
8 自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	4 人 以内	交野市自主防災組織連絡協議会会長 〃 身体障がい者福祉会会長 交野母親大会連絡会事務局長 学識経験者

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料3 防災関係機関通信窓口

(危機管理室)

1. 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
近畿農政局大阪府拠点	大阪市中央区大手前 1-5-44	直 06-6941-9062	88-804-8900

2. 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
陸上自衛隊 第36普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	直 072-782-0001	88-824-8900

3. 大阪府

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
政策企画部 危機管理室 災害対策課	大阪市中央区大手前 3-1-43	直 06-6944-6478	88-200-4880 88-220-8921
枚方土木事務所	枚方市大垣内町 2-15-1	代 072-844-1331	88-306-8910
中部農と緑の総合事務所	八尾市荘内町 2-1-36	代 072-994-1515	88-305-8920
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町 1-16	代 072-878-1021	88-613-8900

4. 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
交野警察署	交野市倉治 1-40-1	代 072-891-1234	-

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
交野郵便局	交野市私部 3-2-25	直 072-893-3292	-
西日本電信電話(株) 関西支店 設備部 災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82	直 06-6490-1324	-
関西電力送配電(株) 守口配電営業所	守口市八雲東町 1-9-15	代 0800-777-8016	-
大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部	東大阪市稲葉 2-3-17	直 072-966-5412	-
西日本旅客鉄道(株) 長尾駅	枚方市長尾元町 5-21-1	直 072-857-6104	-
京阪電気鉄道(株) 枚方市駅	枚方市岡東町 19-14	直 072-841-3526	-
京阪バス(株) 運輸部 交野営業所	交野市星田北 5-55-7	直 072-895-2233	-
(一社) 交野市医師会	交野市天野が原町 5-5-1	直 072-891-7701	-

6. 応援協定市（広域応援協定・河北ブロック・京阪奈ブロック）

機 関 名	所 在 地	電話番号	無線番号
名張市 危機管理室	三重県名張市鴻之台 1-1	直 0595-63-7271	-
香芝市 生活安全課	奈良県香芝市本町 1397	代 0745-76-2001	-
守口市 危機管理室	守口市京阪本通 2-5-5	直 06-6992-1497	88-509-8900
門真市 危機管理課	門真市中町 1-1	直 06-6902-5812	88-523-8900
寝屋川市 防災課	寝屋川市本町 1-1	直 072-825-2194	88-515-8900
枚方市 危機管理対策推進課	枚方市大垣内町 2-1-20	代 072-841-1270	88-510-8900
大東市 危機管理室	大東市新町 13-35	直 072-899-1511	88-518-8900
四條畷市 危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	代 072-877-2121	88-529-8900
八幡市 危機管理課	京都府八幡市八幡園内 75	直 075-983-3200	-
京田辺市 安心まちづくり室	京都府京田辺市田辺 80	直 0774-64-1307	-
生駒市 防災安全課	奈良県生駒市東新町 8-38	代 0743-74-1111	-

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料4 活断層の状況

(東京大学出版会, 2000「近畿の活断層」)

1. 交野市及び周辺地域の活断層等の一覧

図中番号	断層名	確実度	長さ(km)	走行	断層形態	断層基準
1 A	高船断層群 打田	L	5.5	NS	断層崖・高度不連続	山地・丘陵
1 B	高船断層群 高船	L	4.5	NNW	断層崖・高度不連続	山地・丘陵
1 C	高船断層群 高船西	L	2.5	NNW	断層崖	山地
2	矢田断層	L	9.5	NNW	断層崖	山地
3	上田原	L	5.3	—	断層崖・高度不連続	丘陵
4 A	生駒断層帯 交野断層	I	11.0	NNE	断層崖	山地
4 B	生駒断層帯 田口断層 (撓曲)	I	5.0	NNW	断層崖	丘陵
4 C	生駒断層帯 枚方断層	I	7.0	NNW	撓曲	大阪層群
4 D	生駒断層帯 生駒断層	I	9.5	NNW	断層崖	山地

注) 確実度* I : 確実な活断層

II : 活断層であると推定されるもの

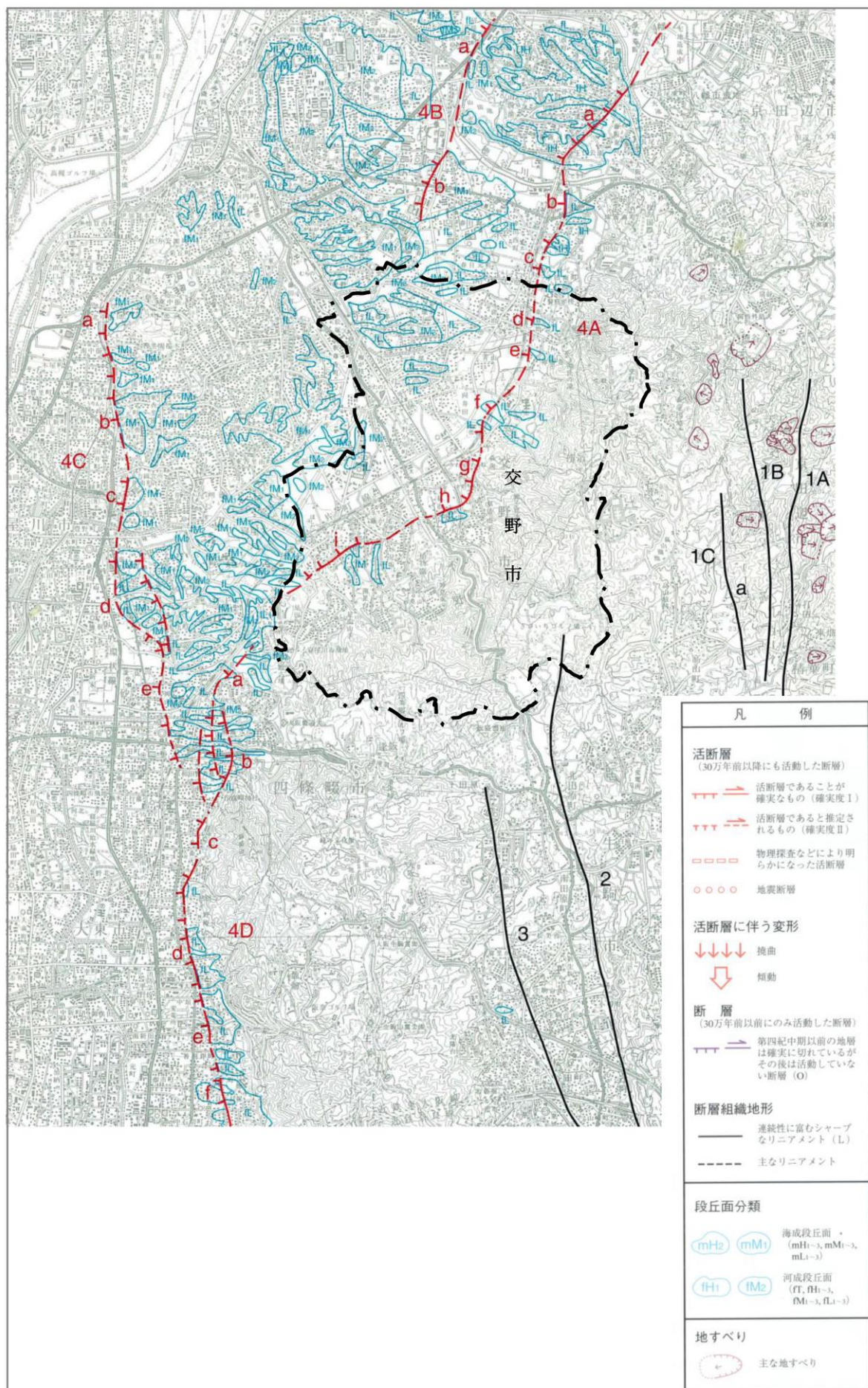
L : リニアメント

* 確実度 : 活断層の可能性が高いものから、3 ランクに分けて評価したもので、ランク I の断層は、今後の地震予知の有力な手がかりとなる。

* リニアメント : 線状に続く谷地形や崖、異なる種類の地形境界など、地形的に続く線状模様をいう。

* 撓曲^{とうきよく} : 地層の撓 (たわ) み

2. 交野市周辺の活断層等の分布図



総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

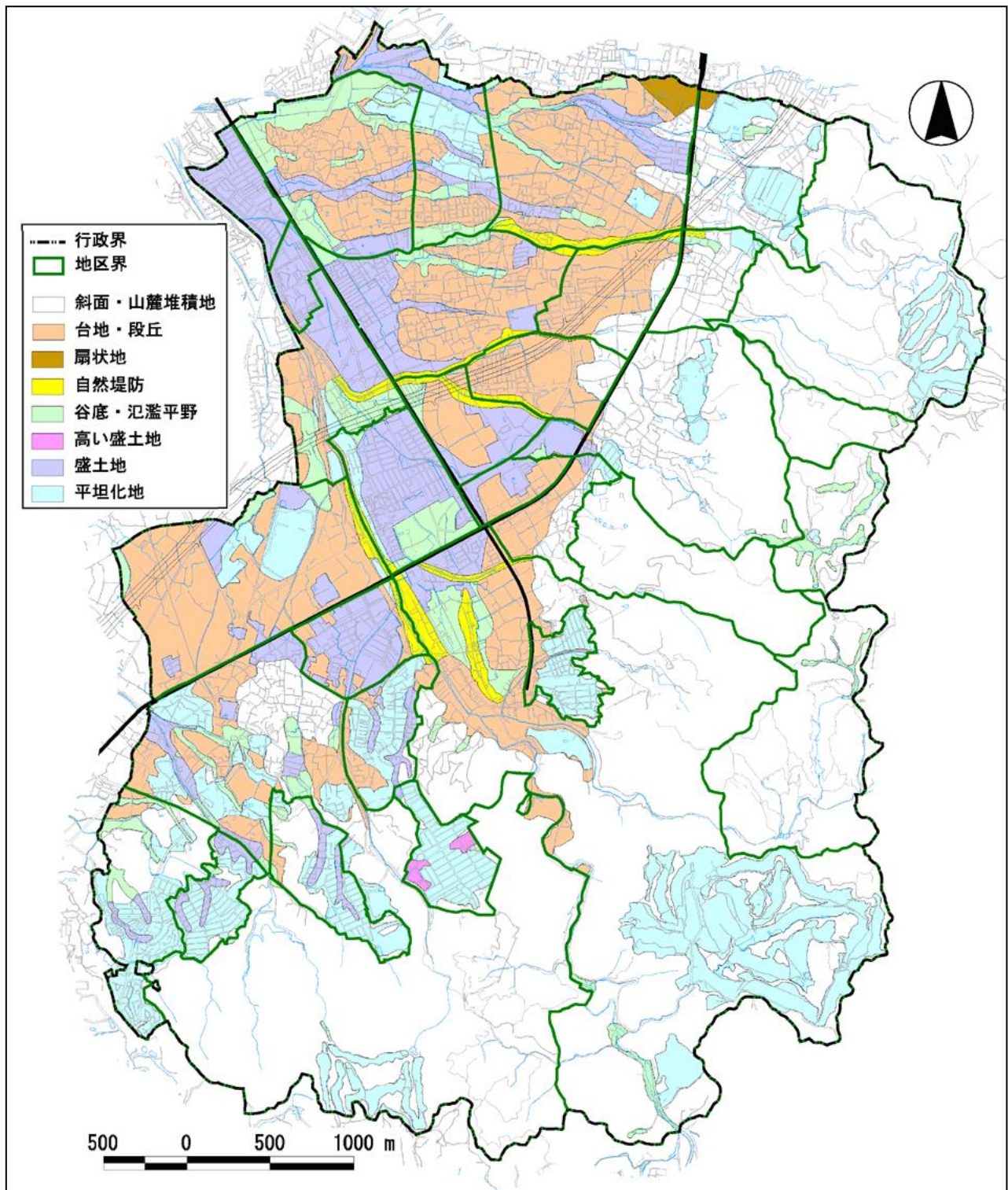
南海トラフ地震防対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料5 地形・地質分類図

(危機管理室)



資料6 災害協定一覧表

番号	協定名	協定先	締結日	概要
1. 人的・物的応援関係				
1-1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	交野市商業連合会	平成9年 9月5日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-2	災害時における緊急燃料の供給協力に関する協定	(一社)大阪府LPガス協会交野地区会	平成9年 9月5日	LPガスの供給
1-3	災害時における物資の供給に関する協定	セツカートン(株)	平成24年 12月11日	段ボール製品等の供給・運搬等の支援
1-4	災害時における物資の供給に関する協定	(有)コバシ産業	平成26年 6月2日	食料・飲料水の供給・運搬等の支援
1-5	災害時における交野市と交野市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)交野郵便局	平成27年 6月1日	災害時の緊急車両の提供、情報の共有、広報活動の協力等
1-6	震災時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ	平成29年 7月7日	避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「震災サポート」の提供
1-7	災害時における非常用発電機用燃料の優先供給に関する協定	北村石油(株)	平成31年 4月24日	非常用発電機用燃料の優先供給
1-8	災害時における生活物資の供給等に関する協定	(株)アカカベ	令和元年 5月14日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-9	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	令和2年 6月1日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-10	災害時におけるドローンを活用した支援協力に関する協定	(株)ピッコロ社、(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会	令和2年 10月8日	災害現場把握等のために、ドローンを活用した支援協力
1-11	災害時等に必要な物資の調達に関する協定	(株)平和堂	令和3年 5月25日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-12	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	豊栄産業(株)	令和3年 10月21日	段ボール製品等の供給・運搬等の支援
1-13	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	フラグシップス(株)	令和3年 11月2日	災害現場把握等のために、ドローンを活用した支援協力
1-14	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	久門紙器工業(株)	令和3年 12月23日	段ボール製品等の供給・運搬等の支援
1-15	災害時等における物資の供給に関する協定	(株)たまゆら	令和3年 12月27日	市が要請する物資の内、供給可能な物資の供給
1-16	災害時等における施設の利用に関する協定	学校法人創価学園	令和4年 3月31日	学校施設の使用協力
1-17	災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定	ホンダカーズ北河内	令和4年 11月11日	電源供給が可能な車両の提供
1-18	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	(一社)大阪府トラック協会・東北支部	令和4年 12月23日	物資の運搬等の支援

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に伴う対応編
東海地震の警戒宣

災害対策推進計画編
南海トラフ地震防

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	協定名	協定先	締結日	概要
	1-19	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	大阪司法書士会	令和4年 12月26日	司法書士による被災者相談窓口の設置
	1-20	災害等発生時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定	(株)山崎製作所(ダスキンレントオール枚方ステーション)	令和5年 1月27日	市が要請する物資の内、供給可能なレンタル品の供給
	1-21	交野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	(社福)交野市社会福祉協議会	令和5年 7月3日	災害ボランティアセンターの設置・運営
災害予防対策編	1-22	災害時等における連携協力に関する協定	大阪弁護士会	令和5年 8月1日	弁護士による被災者相談窓口の設置
	1-23	災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	令和6年 2月15日	大規模水害時における被害調査データの提供
地震災害応急対策編	1-24	災害派遣トイレネットワークの取り組みおよび「みんな元気になるトイレ」の派遣協力に関する協定	(一社)助けあいジャパン	令和6年 10月18日	トイレトラックの被災地派遣
	1-25	自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定	宇和島市他7自治体	令和7年 3月27日	トイレトラックの被災地派遣
風水害応急対策編					
	2. 医療関係				
その他災害応急対策編	2-1	医療品等の備蓄・供給の協力に関する協定書	医療法人信愛会交野病院	平成21年 3月10日	医薬品等の備蓄・供給の協力
	2-2	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)交野市医師会	平成25年 4月1日	交野市地域防災計画に基づく救護班の編成派遣
	2-3	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)交野市歯科医師会	平成27年 8月1日	交野市地域防災計画に基づく救護班の編成派遣
	2-4	災害時の医療救護活動に関する協定書	北河内薬剤師会	平成27年 8月1日	交野市地域防災計画に基づく医療救護活動に関する協力及び薬剤師班の編成
東海地震の警戒宣言に伴う対応編					
南海トラフ地震防災対策推進計画編					
災害復旧・復興対策編	3. 情報関係				
	3-1	災害時の情報収集伝達に係るボランティア活動に関する協定	枚方・交野地域二輪車安全普及協会	平成10年 8月12日	被害情報の収集や被害調査活動の実施
	3-2	災害時等の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト北河内局、(株)ジュピターテレコム関西メディアセンター	平成25年 6月14日	緊急事態発生時に市民に対する緊急放送の実施
	3-3	災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー(株)	令和2年 2月28日	災害時の緊急情報の発信を行うコンテンツの提供
資料編					

番号	協定名	協定先	締結日	概要
4-1	災害時における福祉避難所等への介護従事者派遣に関する協定	市内 8 団体	平成 26 年 4 月 1 日	二次福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力
4-2	災害時における二次福祉避難所の設置要請に関する協定	市内 22 施設	平成 26 年 4 月 1 日	指定避難所、一次福祉避難所及び二次福祉避難所への介護従事者の派遣協力
4-3	災害時における二次福祉避難所の設置要請に関する協定	市内 12 施設	令和 5 年 7 月 10 日	二次福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力

5. 復旧関係

5-1	災害応急復旧作業に関する協定	交野電設研究会	平成 10 年 8 月 12 日	災害時の応急復旧作業への協力
5-2	災害応急復旧作業に関する協定	交野市上下水道工事業協同組合	平成 10 年 8 月 12 日	災害時の応急復旧作業への協力
5-3	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 7 月 1 日	災害時の応急復旧作業への協力
5-4	災害時における応急復旧作業等の協力に関する協定	市内 8 団体	令和 5 年 3 月 31 日	災害時の巡視及び災害状況の連絡、応急復旧作業の実施

6. 消防関係

6-1	大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、四條畷市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合、大東四條畷消防組合	昭和 40 年 6 月 22 日	消防相互応援
6-2	第二京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都府京田辺市、大東四條畷消防組合、守口門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合	平成 22 年 1 月 27 日	消防相互応援
6-3	大阪市・交野市航空消防応援協定	大阪市	平成 22 年 4 月 1 日	回転翼航空機による消防業務の応援
6-4	北部生駒山系林野火災消防相互応援協定	大東四條畷消防組合、奈良県生駒市	平成 26 年 4 月 1 日	林野火災の発生に際しての消防相互応援
6-5	大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下の消防本部を設置する市町（消防の一部事務組合にあっては当該組合をいう。）	平成 26 年 4 月 1 日	消防相互応援
6-6	生駒市・交野市消防相互応援協定	奈良県生駒市	平成 30 年 4 月 17 日	消防相互応援
6-7	大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定	北村石油（株）	令和 2 年 12 月 10 日	燃料の優先・安定供給
6-8	災害時等における応急対策の協力に関する協定	（株）あかつき	令和 3 年 9 月 1 日	災害時等の応急対策の協力
6-9	災害時等における応急対策の協力に関する協定	（株）前田組	令和 3 年 10 月 1 日	災害時等の応急対策の協力

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	協定名	協定先	締結日	概要
	6-10	災害時等における応急対策の協力に関する協定	交野市上下水道工事業協同組合	令和3年11月8日	災害時等の応急対策の協力
	6-11	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	令和5年8月17日	災害時における災害救助犬の出動
災害予防対策編					
地震災害応急対策編					
風水害応急対策編					
その他災害応急対策編					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編					
南海トラフ地震防災対策推進計画編					
災害復旧・復興対策編					
資料編					

番号	協定名	協定先	締結日	概要
7. 廃棄物関係				
7-1	一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	枚方市、寝屋川市、四條畷市、四條畷市交野市清掃施設組合	平成 20 年 2 月 1 日	一般廃棄物処理における総合的な相互支援及び災害時等における広域的な相互支援
7-2	一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内 4 市リサイクル施設組合	平成 20 年 3 月 3 日	一般廃棄物処理における総合的な相互支援及び災害時等における広域的な相互支援
7-3	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援に関する協定	北口建設工業（株）	平成 30 年 6 月 1 日	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援
7-4	災害時における一般廃棄物（可燃ごみ）処理に関する相互支援協定書	生駒市、四條畷市、四條畷市交野市清掃施設組合	平成 31 年 4 月 5 日	災害が発生した際の一般廃棄物処理の相互支援
7-5	災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の処理協力に関する協定書	（株）ヴァイオス	令和 2 年 10 月 5 日	し尿・浄化槽汚泥の処理協力
7-6	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	北口建設工業（株）	令和 2 年 10 月 6 日	災害廃棄物、避難所での廃棄物の処分等の協力
7-7	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	（株）寝屋川興業	令和 2 年 10 月 6 日	災害廃棄物、避難所での廃棄物の処分等の協力
7-8	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援に関する協定	寝屋川興業（株）	令和 2 年 3 月 9 日	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援
8. 地方公共団体関係				
8-1	災害相互応援協定（河北ブロック）	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市	平成 8 年 3 月 28 日	人的応援 物的応援
8-2	大規模災害相互物資援助協定	三重県名張市、奈良県香芝市	平成 8 年 7 月 8 日	食料、衣料品、生活必需品、資機材等の相互物資援助
8-3	災害相互応援協定（京阪奈ブロック）	京都府八幡市、京都府京田辺市、奈良県生駒市、枚方市、寝屋川市	平成 9 年 1 月 17 日	人的応援 物的応援
8-4	防災情報充実強化事業に関する協定	大阪府	平成 25 年 3 月 27 日	防災情報充実強化事業に関する費用負担等
8-5	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	大阪府	平成 26 年 4 月 1 日	交野市及び消防庁舎に設置する大阪府防災行政無線設備の整備・管理運営
8-6	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団、泉北水道企業団及び府内 39 市町もしくは水道事業管理者	平成 29 年 4 月 1 日	水道施設の被害に伴う、応急給水及び応急復旧の実施

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号	協定名	協定先	締結日	概要
	8-7	東部大阪水道協議会水道災害時相互応援に関する協定	大阪広域水道企業団及び東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市の水道事業管理者又は職務代理人	平成 29 年 4 月 21 日	水道災害時における応急給水または、水道施設の復旧などへの応援活動の実施
災害予防対策編					
地震災害応急対策編					
風水害応急対策編					
その他災害応急対策編					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編					
南海トラフ地震防災対策推進計画編					
災害復旧・復興対策編					
資料編					

資料7 備蓄等の考え方

1. 地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

大阪府が策定した「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、大阪府と府内各市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において検討した結果、市が想定する最大避難者数の災害発生による死者（犠牲者）を限りなくゼロに近づけるために下記の11品目を重要物資として目標数以上備蓄する。

大阪府域内の救援物資必要量の算出式について

1. 食糧

避難所生活者数（※注1）×3食×1.2（避難所避難者以外の食料需要）×1/2（府1：市1）

○アルファ化米等

食糧で算出した数量から、高齢者用食を引いたものとする。

○高齢者用食

上記で算出した数量のうち5%（80歳以上人口比率）

2. 毛布

避難所生活者数×必要枚数2枚/人×1/2（府1：市1）

3. 乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク

○粉ミルク

避難所生活者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）
×130g（各メーカーの1日摂取量目安26g×5回/人/日）×1/2（府1：市1）

○液体ミルク

避難所生活者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人

4. 哺乳瓶

避難所生活者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本/人

5. 乳児・小児用おむつ

避難所生活者数×2.5%（0～2歳人口比率）
×8枚/人/日【平均3Hで1枚使用（内閣府確認データ）】×1/2（府1：市1）

6. 大人用おむつ

避難所生活者数×必要割合0.005×8枚/人/日【平均3Hで1枚使用（内閣府確認データ）】
×1/2（府1：市1）

7. 簡易トイレ

避難所生活者数×0.01（※避難所生活者数100人に1基）

8. 生理用品

避難所生活者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）
×5/32（月経周期）×5枚/人/日×1/2（府1：市1）

9. トイレットペーパー

避難所生活者数×7.5m/人/日【NPO緊急災害備蓄推進協議会（経済産業省推奨）によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日＝7.5m/人/日】
×1/2（府1：市1）

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

10. マスク

避難所生活者数×3日間×1/2（府1：市1）

※注1 避難所生活者数：6,391人と想定（生駒断層帯地震における交野市域の想定避難者数）

2. 重要11品目以外の備蓄

①避難所生活のQOL向上

簡易ベッド、パーティション

避難所生活者数×13.7%（内閣府調査による避難行動要支援者率）×10%（当面の現物備蓄率）

②在宅避難者への対応

ブルーシート

浸水区域外の想定半壊家屋数

※これを大阪府現物備蓄10%、市町村現物備蓄70%、協定等調達20%で分担する。

3. 重要備蓄物資等目標数量

(危機管理室)

備蓄物品名		備蓄目標量	協定備蓄	備考
1-1	アルファ化米（食）	10,929	有	五目ご飯・わかめご飯等
1-2	高齢者用（食）	576	有	おかゆ
2	毛布（枚）	6,391	有	アルミブランケット等含む
3-1	粉ミルク（g）	4,653	有	320g／缶 130g／人・日
3-2	液体ミルク（ℓ）	36	有	240ml／缶
4	哺乳瓶（本）	72	有	240ml
5	こども用おむつ（枚）	640	有	
6	大人用おむつ（枚）	128	有	
7	簡易トイレ（基）	64	有	
8	生理用品（枚）	624	有	
9	トイレットペーパー（m）	23,967	有	
10	マスク（枚）	9,587	有	
①	簡易ベッド、パーティション（台）	44	有	
②	ブルーシート（枚）	94,000	有	大阪府全体での備蓄目標数値

資料8 指定避難所一覧表

(危機管理室)

(単位：㎡)

番号	避難所	所在地	電話番号	避難対象地区 の目安	避難所と なる部分 の面積	地震	風水害
1	郡津小学校	郡津4-13-1	891-0065	郡津、松塚	1,352	○	○
2	旧交野みらい小学 校	郡津1-43-1	892-5021	私部、私部西、 梅が枝、郡津	768	○	○
3	第二中学校	幾野4-1-1	891-7300	郡津、幾野、倉 治	2,336	○	○
4	倉治小学校	倉治1-15-1	892-9181	倉治、東倉治、 神宮寺	1,390	○	○
5	倉治公民館	倉治1-1-5	891-5646	倉治、東倉治、 神宮寺	156	○	○
6	私部会館	私部1-36-1	892-9292	私部、私部西	150	○	○
7	旧第一中学校	私部南3-1-1	891-1237	私部、私部西、 私部南、向井田	2,753	○	○
8	寺会館	寺1-19-8	891-7725	寺	148	○	○
9	森区民ホール	森南2-16-1	891-9968	森北、森南、私 市、傍示	50	○	○
10	岩船小学校	森北1-25-1	891-6161	森北、森南、寺、 寺南野	982	○	○
11	私市会館	私市6-22-15	891-7190	私市、私市山手	116	○	○
12	私市小学校	私市9-5-10	893-1901	私市、私市山手	1,016	○	○
13	第四中学校	天野が原町 5-65-1	892-0451	私市、天野が原 町	1,415	○	○
14	星田小学校	星田3-33-4	891-2034	星田、星田北	1,143	○	○
15	旭小学校	星田4-18-1	892-7731	星田、星田北	774	○	○
16	星田西体育施設	星田西3-28-1	893-7721	星田西	400	○	○
17	第三中学校	星田8-67-1	892-5031	星田、星田山 手、南星台	1,652	○	○
18	星田会館	星田3-4-3	893-1105	星田	594	○	○
19	藤が尾小学校	星田北2-45-1	892-5821	星田北、藤が尾	1,213	○	○
20	妙見坂小学校	妙見坂7-20-1	892-9171	星田、妙見坂、 妙見東、南星台	762	○	○
21	総合体育施設 (いきいきランド交野)	向井田2-5-1	894-1181	私部、私部西、 青山、市内全域	1,474	○	○
22	交野会館	松塚14-25	891-5645	松塚	144		○
23	郡津公民館	郡津3-20-13	891-8155	郡津	54	○	○
24	青年の家	私部2-29-1	892-7721	私部、私部西	1,102	○	○
25	交野みらい学園	私部1-54-1	896-8971	私部、向井田、 青山	2,496	○	○
26	星の里いわふね	私市9-4-8	893-3131	私市、私市山手	834	○	
合 計					21,944	21,800	21,944

番号	福祉避難所	所在地	電話番号	施設 の面積
1	市立保健福祉総合センター (世代間交流センター)	天野が原町5-5-1	893-6400	3,406

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対 策編
東海地震の警戒宣 言に伴う対応編
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料9 指定緊急避難場所一覧表

(危機管理室)

(単位：m²)

避難場所	所在地	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 火災	水害	面積
星田小学校	星田3-33-4	○	○	○	○	35,000
郡津小学校	郡津4-13-1	○	○	○	○	33,000
岩船小学校	森北1-25-1	○	○	○	○	15,000
倉治小学校	倉治1-15-1	○	○	○	○	10,430
妙見坂小学校	妙見坂7-20-1		○	○	○	6,806
旧交野みらい小学校	郡津1-43-1	○	○	○	○	7,935
旭小学校	星田4-18-1	○	○	○	○	10,493
藤が尾小学校	星田北2-45-1	○	○	○	○	11,768
私市小学校	私市9-5-10	○	○	○	○	10,464
旧第一中学校	私部南3-1-1	○	○	○	○	10,600
第二中学校	幾野4-1-1	○	○	○	○	10,693
第三中学校	星田8-67-1	○	○	○	○	11,203
第四中学校	天野が原町5-65-1	○	○	○		12,630
私部公園	私部3丁目地内	○	○	○	○	11,965
倉治公園	神宮寺2丁目地内		○	○	○	10,682
星田公園	星田3丁目地内	○	○	○	○	11,192
天野川緑地公園	星田北1～2丁目 藤が尾1～2丁目	○	○	○		13,218
総合体育施設 (いきいきランド交野)	向井田2-5-1	○	○	○	○	74,794
交野みらい学園	私部1-54-1	○	○	○	○	22,414
松塚公園	松塚地内	○	○	○		7,767
郡津公園	幾野2丁目地内	○	○	○	○	3,863
傍示川緑道	星田6～7丁目地内	○	○	○		13,254

資料10 土砂災害等危険箇所一覧表

1. 土砂災害（特別）警戒区域

(大阪府)

最新告示日：令和3年12月16日

■急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3	交野市	倉治	東倉治(2)	K23000020	平成17年 11月25日	大阪府告示 第2184号	平成17年 11月25日	大阪府告示 第2185号
65	交野市	星田西二丁目	星田西(2)	K23000010	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
66	交野市	星田西一丁目	星田西(3)	K23000050	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
67	交野市	東倉治五丁目	東倉治(3)	K23000030	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
68	交野市	大字寺	寺(2)	K23000040	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
69	交野市	大字星田	星田(7)	K23000060	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
70	交野市	南星台五丁目	南星台(6)	K23000070	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
71	交野市	南星台五丁目	南星台(7)	K23000080	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
72	交野市	大字私市	私市(1 2)	K23000100	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
293	交野市	南星台五丁目	南星台(8)	K23000120	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
4167	交野市	私市九丁目	私市(1 3)	K23000110	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4168	交野市	大字私市	私市(1 4)	K23000130	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4169	交野市	私市六丁目	私市	K23000150	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4170	交野市	私市九丁目	私市(1 5)	K23000160	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4171	交野市	私市九丁目	私市(1 6)	K23000170	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4172	交野市	私市九丁目	私市(5)	K23000180	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4173	交野市	私市九丁目	私市(4)	K23000190	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4174	交野市	私市八丁目	私市月の輪	K23000200	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4175	交野市	私市八丁目	私市(2)	K23000210	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号
4176	交野市	私市八丁目	私市(6)	K23000220	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1587号	平成27年 11月18日	大阪府告示 第1588号

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	番号		所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
災害予防対策編	4177	交野市	私市九丁目	私市（８）	K23000240		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4178	交野市	私市九丁目	私市（９）	K23000250		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4179	交野市	私市九丁目	磐船溪谷	K23000260		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
地震災害応急対策編	4180	交野市	私市九丁目	私市（１ 7）	K23000270		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4181	交野市	大字私市	私市（１ 8）	K23000280		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4182	交野市	大字私市	私市（１ 0）	K23000290		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
風水害応急対策編	4183	交野市	大字私市	私市（１ 1）	K23000300		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4184	交野市	大字私市	私市（ 7）	K23000310		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
策編 その他災害応急対	4185	交野市	東倉治二丁目	府警射撃場	K23000320		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4186	交野市	寺三丁目	寺	K23000330		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4187	交野市	寺二丁目	寺 二 丁 目 （ 2）	K23000340		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
東海地震の警戒宣 言に伴う対応編	4188	交野市	東倉治二丁目 （源氏の滝不 動尊）	東倉治二丁 目	K23000360		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4189	交野市	私市山手二丁 目	私 市 山 手 （ 1）－ 1	K23000461		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
南海トラフ地震防 災対策推進計画編	4190	交野市	私市山手二丁 目	私 市 山 手 （ 1）－ 2	K23000462		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
	4191	交野市	私市八丁目	私市山手	K23000480		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1587 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1588 号
災害復旧・復興対策編 資料編	8849	寝屋川市梅が丘二丁目及 び打上元町 四條畷市大字岡山、交野 市星田西五丁目		打 上 団 地 （ 2）	K21500010		平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8945	交野市	大字星田、私市 九丁目及び大 字私市	星田（１ 0）	K23000230		平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8946	交野市	星田九丁目、南 星台五丁目及 び大字星田	星田（ 1）	K23000370		平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8947	交野市	星田三丁目	星田（ 3）	K23000390		平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8948	交野市	大字星田、星田 九丁目及び妙 見東五丁目	星田（ 4）	K23000400		平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8949	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田（５）	K23000410	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8950	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田（１１）	K23000420	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8951	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田（１２）	K23000430	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8952	交野市	星田九丁目及び大字星田	星田（１３）	K23000440	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8953	交野市	私市山手五丁目、私市八丁目及び大字私市	青葉台（２）	K23000470	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8954	交野市	大字星田	星田（１４）	K23000490	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8955	交野市	妙見東四丁目、妙見東五丁目及び大字星田	妙見東四丁目－１	K23000501	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8956	交野市	妙見東四丁目、妙見東五丁目及び大字星田	妙見東四丁目－２	K23000502	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8957	交野市	妙見東一丁目、妙見東二丁目及び星田九丁目	妙見東	K23000510	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8958	交野市	妙見東一丁目及び星田九丁目	妙見東一丁目	K23000520	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8959	交野市	妙見東四丁目、妙見東五丁目及び星田九丁目	妙見東五丁目	K23000530	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8960	交野市	妙見東二丁目、大字私市及び大字星田	妙見東二丁目	K23000540	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8961	交野市	南星台一丁目	南星台（３）	K23000550	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8962	交野市	南星台二丁目、南星台三丁目及び南星台四丁目	南星台（４）	K23000560	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8963	交野市	南星台一丁目及び南星台二丁目	南星台（５）	K23000570	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8964	交野市	大字星田	星田（１５）－１	K23000581	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8965	交野市	大字星田	星田（１５）－２	K23000582	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
						指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
災害予防対策編	8966	交野市	大字星田及び南星台三丁目	星田（１５）－３	K23000583	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8967	交野市	南星台四丁目、南星台五丁目及び大字星田	南星台（２）	K23000590	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8968	交野市星田西五丁目及び大字星田 四條畷市大字岡山		星田西五丁目	K23000600	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
地震災害応急対策編	8969	交野市	星田山手五丁目及び大字星田	星田労住	K23000610	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8970	交野市	星田山手四丁目、星田山手五丁目及び大字星田	労住協（３）	K23000620	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
風水害応急対策編	8971	交野市	星田西四丁目	星田西	K23000630	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8972	交野市	星田山手三丁目、星田山手四丁目及び星田西二丁目	星田山手三丁目－１	K23000641	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
その他災害応急対策編	8973	交野市	星田西二丁目、星田西三丁目及び星田山手四丁目	星田山手三丁目－２	K23000642	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8974	交野市	星田山手一丁目、星田山手二丁目及び星田西二丁目	興人住宅	K23000650	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	8975	交野市	大字私市、私市山手四丁目、私市山手五丁目及び私市八丁目	私市山手四丁目	K23000660	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
南海トラフ地震防災対策推進計画編	8976	交野市	森南二丁目及び大字森	森南	K23002000	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8977	交野市	神宮寺二丁目、大字倉治及び東倉治一丁目	東倉治－１	K23002011	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
災害復旧・復興対策編	8978	交野市	大字倉治、東倉治一丁目及び東倉治二丁目	東倉治－２	K23002012	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8979	交野市	私市山手四丁目	私市山手（２）	K23002020	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
	8980	交野市	私市山手三丁目、私市山手四丁目及び大字私市	青葉台（１）－１	K23002031	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
資料編									

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8981	交野市	私市山手四丁目及び大字私市	青葉台(1)－2	K23002032	平成28年9月14日	大阪府告示第1600号	平成28年9月14日	大阪府告示第1602号
9426	交野市	妙見坂七丁目		K23002040	令和6年10月4日	大阪府告示第1389号	令和6年10月4日	大阪府告示第1391号
9427	交野市	星田西二丁目及び星田山手一丁目	星田西(4)	K23002050	令和6年10月4日	大阪府告示第1389号	令和6年10月4日	大阪府告示第1391号
9428	交野市	星田西二丁目及び星田山手一丁目	星田西(5)	K23002060	令和6年10月4日	大阪府告示第1389号	令和6年10月4日	大阪府告示第1391号
9430	交野市	私市九丁目	私市(19)	K23002040	令和6年10月18日	大阪府告示第1426号		

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	■土石流								
	番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
災害予防対策編	2426	交野市	倉治	天野川右1 右一（1）	D23010021	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2427	交野市	倉治	天野川右1 右一（2）	D23010022	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2428	交野市	神宮寺二丁目	天野川右1 左一	D23010060	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
地震災害応急対策編	2429	交野市	寺	天野川右2 右一（1）	D23010101	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2430	交野市	寺	天野川右2 右一（2）	D23010102	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	—	—
	2431	交野市	寺	天野川右2 右一（3）	D23010103	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	—	—
風水害応急対策編	2432	交野市	寺	天野川右2 右二（1） （前川支 川）	D23010111	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2433	交野市	寺	天野川右2 右二（2） （前川支 川）	D23010112	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2434	交野市	寺	天野川右2 右二（3） （前川支 川）	D23010113	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
その他災害応急対策編	2435	交野市	寺	天野川右2 左一	D23010130	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2436	交野市	森	天野川右一 （天野川支 川 第 四 支 溪）	D23010160	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	令和3年 12月16日	大阪府告示 第1758号
	2437	交野市	森	天野川右二 （天野川支 川 第 三 支 溪）	D23010170	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	2438	交野市	私市	天野川右3 左一	D23010200	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2439	交野市	私市	天野川右4 右一	D23010290	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2440	交野市	私部	天野川右4 左一	D23010300	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
南海トラフ地震防災対策推進計画編	2441	交野市	私市九丁目	天野川右三	D23010310	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
	2442	交野市	私市	天野川左一	D23010320	平成24年 3月30日	大阪府告示 第591号	平成24年 3月30日	大阪府告示 第592号
災害復旧・復興対策編									
資料編									

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
2756	交野市	妙見坂七丁目	天野川左 1 (天野川右支)	D23010330	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
2757	交野市	星田九丁目	星田妙見川 右 1 (妙見 川右支)	D23010391	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2758	交野市	星田九丁目	星田妙見川 右 1 左 1 (妙 見川右支)	D23010392	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2759	交野市	南星台四丁目	傍示川左 3 (傍示川左 支)	D23010450	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
2760	交野市	星田	打上川左 1 右 1 (打上 川左支)	D23010501	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2761	交野市	星田	打上川左 1 (打上川左 支)	D23010502	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2762	交野市	傍示	前川左 5	D23020010	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
2763	交野市	私市八丁目	尺治川右 4 (尺治川右 支)	D23020020	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2764	交野市	私市八丁目	尺治川右 1	D23020030	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	—	—
2765	交野市	私市八丁目	尺治川右 2	D23020050	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2766	交野市	私市八丁目	尺治川右 3	D23020060	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2767	交野市	私市八丁目	尺治川左 1	D23020080	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2768	交野市	私市九丁目	天 野 川 右 2 (天野川右 支)	D23020090	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2769	交野市	私市九丁目	天 野 川 右 3 (天野川右 支)	D23020100	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2770	交野市	私市	天野川左 4	D23020120	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2771	交野市	私市	天野川左 3	D23020130	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
3066	交野市	東倉治	天野川右 1 (免除川右 支川)	D23010040	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3067	交野市	東倉治	天野川右 1 左二 (免除 川右支川)	D23010050	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	番号		所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
						指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
災害予防対策編	3068	交野市	神宮寺	天野川右 1 左三（前川第一支溪）	D23010070	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
	3069	交野市	寺	天野川右 2（1）（前川支川）	D23010121	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	—	—
地震災害応急対策編	3070	交野市	寺	天野川右 2（2）（前川支川）	D23010122	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	—	—
	3071	交野市	私市	天野川右 3（1）（天野川支川第一支溪）	D23010191	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
風水害応急対策編	3072	交野市	私市	天野川右 3（2）（天野川支川第一支溪）	D23010192	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
	3073	交野市	私市	天野川右 3（3）（天野川支川第一支溪）	D23010193	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
その他災害応急対策編	3074	交野市	私市	天野川右 3（4）（天野川支川第一支溪）	D23010194	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
	3075	交野市	私市	天野川右 3（5）（天野川支川第一支溪）	D23010195	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	3076	交野市	私市	天野川右 3 左二	D23010230	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	—	—
	3077	交野市	大字星田	天野川左五（1）	D23010401	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
南海トラフ地震防災対策推進計画編	3078	交野市	大字星田	天野川左五（2）	D23010402	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
	3079	交野市	星田	天野川左 1 左五（天野川右支）	D23010430	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
災害復旧・復興対策編	3080	交野市	南星台	寝屋川左 1 左四（傍示川本川）	D23010440	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	—	—
	3081	交野市	南星台	寝屋川左 1 左二（傍示川左支）	D23010460	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
	3082	交野市	大字星田	寝屋川左 1 左一（1）（打上川）	D23010471	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示第 1561 号
資料編									

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3083	交野市	大字星田	寝屋川左 1 左一(2) (打上川)	D23010472	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3084	交野市	大字星田	寝屋川左 2 左二 (讃良 川支川)	D23010490	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3085	交野市	私市	天野川右五	D23020150	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3086	交野市	私市	天野川左七	D23020160	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3087	交野市	私市	天野川左六	D23020170	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3088	交野市	神宮寺	天野川右 1 左四	D23030010	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3089	交野市	大字傍示	天野川右 2 左二 (天野 川支川前川 右第 3 支 溪)	D23030040	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
4115	交野市東倉治四丁目 枚方市津田南町一丁目		天野川右 1 (北川支 川)	D23010010	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1460 号	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1461 号
4116	交野市	私市九丁目	天野川左 2	D23020140	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1460 号	平成 27 年 10 月 20 日	大阪府告示 第 1461 号

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. 急傾斜地崩壊危険箇所

(大阪府地域防災計画資料編)

区 分	箇所番号	箇所名	位 置	区 分	箇所番号	箇所名	位 置
自然Ⅰ	11230235	府警射撃場	東倉治	自然Ⅱ	21230519	私市(4)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230236	東倉治	倉治	自然Ⅱ	21230520	私市(5)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230238	私市山手(1)	私市山手2丁目	自然Ⅱ	21230521	星田(4)	星田9丁目
自然Ⅰ	11230240	青葉台(1)	私市山手4丁目	自然Ⅱ	21230522	星田(5)	星田9丁目
自然Ⅰ	11230241	青葉台(2)	私市山手5丁目	自然Ⅱ	21230523	南星台(5)	南星台3丁目
自然Ⅰ	11230242	私市月の輪	私市	自然Ⅱ	21230524	森南(2)	森南3丁目
自然Ⅰ	11230243	私市山手	私市山手8丁目	自然Ⅱ	21230525	私市(6)	私市8丁目
自然Ⅰ	11230244	私市	私市山手6丁目	自然Ⅱ	21230526	妙見東2丁目	妙見東2丁目
自然Ⅰ	11230247	妙見東1丁目	妙見東1丁目	自然Ⅱ	21230527	星田(6)	星田3丁目
自然Ⅰ	11230248	南星台(1)	星田	自然Ⅱ	21230528	私市(7)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230249	南星台(2)	南星台4丁目	自然Ⅱ	21230529	私市(8)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230250	南星台(3)	南星台1丁目	自然Ⅱ	21230530	私市(9)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230251	星田労住	星田山手5丁目	自然Ⅱ	21230531	星田西	星田西4丁目
自然Ⅰ	11230645	星田	星田9丁目	自然Ⅱ	21230532	私市(10)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230786	妙見坂	妙見坂7丁目	自然Ⅱ	21230533	私市(11)	私市9丁目
自然Ⅰ	11230787	寺	寺3丁目	人工Ⅰ	12230026	泉団地	寺1丁目
自然Ⅰ	11230788	私市(2)	私市8丁目	人工Ⅰ	12230027	南星台(4)	南星台3丁目
自然Ⅰ	11230789	私市山手(2)	私市山手4丁目	人工Ⅰ	12230029	興人住宅	星田山手1丁目
自然Ⅰ	11230790	妙見東5丁目	妙見東5丁目	人工Ⅰ	12230031	労住協(3)	星田山手4丁目
自然Ⅱ	21230516	森南	森南2丁目	人工Ⅰ	12230032	妙見東	妙見東2丁目
自然Ⅱ	21230517	磐船溪谷	私市9丁目	人工Ⅰ	12230099	星田(2)	星田3丁目
自然Ⅱ	21230518	私市(3)	私市1丁目	人工Ⅰ	12230100	星田(3)	星田3丁目

3. 急傾斜地崩壊危険区域

(大阪府地域防災計画資料編)

箇所番号	区域名	所在地
11230236	東倉治	倉治
11230240	青葉台(1)	私市山手4丁目
11230240	私市山手(2)	私市山手3丁目
21230516	森南	森南2丁目

4. 土石流危険渓流

(大阪府地域防災計画資料編)

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
(I)- 9-1	天野川	北川支川	(I)- 9-38	寝屋川	
(I)- 9-2	免除川		(I)- 9-39	天野川	妙見川右支
(I)- 9-3	免除川		(I)- 9-40	天野川	
(I)- 9-4	免除川	免除川右支川	(I)- 9-41	天野川	
(I)- 9-5	免除川	免除川右支川	(I)- 9-42	天野川	妙見川本川
(I)- 9-6	免除川		(I)- 9-43	天野川	天野川右支
(I)- 9-7	天野川	前川第一支溪	(I)- 9-44	天野川	傍示川本川
(I)- 9-8	天野川		(I)- 9-45	北谷川	傍示川左支
(I)- 9-9	天野川		(I)- 9-46	北谷川	傍示川左支
(I)- 9-10	天野川		(I)- 9-47	寝屋川	打上川
(I)- 9-11	天野川	前川支川	(I)- 9-48	寝屋川	讃良川支川
(I)- 9-12	天野川	前川支川	(I)- 9-49	寝屋川	讃良川支川
(I)- 9-13	天野川		(I)- 9-50	寝屋川	打上川左支
(I)- 9-14	天野川		(II)-9-1	天野川	
(I)- 9-15	天野川		(II)-9-2	天野川	尺治川右支
(I)- 9-16	天野川	天野川支川第四支溪	(II)-9-3	尺治川	
(I)- 9-17	天野川	天野川支川第三支溪	(II)-9-4	尺治川	
(I)- 9-18	天野川	天野川支川第二支溪	(II)-9-5	尺治川	
(I)- 9-19	天野川	天野川支川第一支溪	(II)-9-6	尺治川	
(I)- 9-20	天野川		(II)-9-7	尺治川	
(I)- 9-21	天野川		(II)-9-8	尺治川	
(I)- 9-22	天野川		(II)-9-9	天野川	天野川右支
(I)- 9-23	天野川		(II)-9-10	天野川	天野川右支
(I)- 9-24	天野川		(II)-9-11	天野川	
(I)- 9-25	天野川		(II)-9-12	天野川	
(I)- 9-26	天野川		(II)-9-13	天野川	
(I)- 9-27	天野川		(II)-9-14	天野川	
(I)- 9-28	尺治川		(II)-9-15	天野川	
(I)- 9-29	天野川		(II)-9-16	天野川	
(I)- 9-30	天野川		(II)-9-17	天野川	
(I)- 9-31	尺治川		(II)-9-18	天野川	
(I)- 9-32	天野川		(II)-9-19	天野川	
(I)- 9-33	天野川	天野川右支	(III)-9-1	天野川	
(I)- 9-34	天野川	妙見川左支	(III)-9-2	天野川	
(I)- 9-35	天野川		(III)-9-3	天野川	
(I)- 9-36	天野川		(III)-9-4	天野川	
(I)- 9-37	天野川				

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	5. 山腹崩壊危険地区				6. 崩壊土砂流出危険地区			
	(大阪府地域防災計画資料編)				(大阪府地域防災計画資料編)			
災害予防対策編	危険地区番号	位 置	危険地区番号	位 置	危険地区番号	位 置		
	230 -1	倉治（1）	230 -17	私市（8）	230 -1	東倉治（1）		
	230 -2	倉治（2）	230 -18	私市（9）	230 -2	東倉治（2）		
	230 -3	森（1）	230 -19	寺（1）	230 -3	寺（1）		
	230 -4	森（2）	230 -20	寺（2）	230 -4	寺（2）		
	230 -5	私市（1）	230 -21	森（3）	230 -5	私市（1）		
	230 -6	私市（2）	230 -22	森（4）	230 -6	私市（2）		
	230 -7	私市（3）	230 -23	私市（10）	230 -7	私市（3）		
	230 -8	私市（4）	230 -24	私部（1）	230 -8	私市（4）		
	230 -9	私市（5）	230 -25	私部（2）	230 -9	私市（5）		
地震災害応急対策編	230 -10	星田（1）	230 -26	私部（3）	230 -10	私市（6）		
	230 -11	星田（2）	230 -27	私部、私市（1）	230 -11	星田山寺（1）		
	230 -12	星田（3）	230 -28	私部（4）	230 -12	妙見東		
	230 -13	私市（6）	230 -29	私部、私市（2）	230 -13	私市（7）		
	230 -14	星田（4）	230 -30	私市（11）	230 -14	星田山寺（2）		
	230 -15	星田（5）			230 -15	神宮寺		
	230 -16	私市（7）			230 -16	森		
風水害応急対策編								
その他災害応急対策編								
東海地震の警戒宣言に伴う対応編								
南海トラフ地震防災対策推進計画編								
災害復旧・復興対策編								
資料編								

7. 災害危険区域

(大阪府地域防災計画資料編)

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示番号	指定の方法
53	森南	森南	1 種	S61. 12. 1	1607	急傾 42
110	東倉治	神宮寺	1 種	H8. 10. 28	1662	急傾 102
119	私市山手(2)	私市山手 3、4 丁目	1 種	H10. 10. 9	1616	急傾 111
185	青葉台 (1)	私市山手四丁目、大字私市	1 種	H18. 4. 28	1045	急傾 146

資料11 交野市防災行政無線同報系

(危機管理室)

使用周波数59, 165MHz

番号	施設名	出力	識別信号
1	交野市役所(親局)	1W	ぼうさい かたのしやくしょ
2	郡津多目的広場	0.1W	ぼうさい こうづ
3	交野市立教育文化会館	0.1W	ぼうさい かたのしきょういく
4	星田交番	0.1W	ぼうさい ほしだこみゆにてい
5	寺会館	0.1W	ぼうさい てら
6	私市会館	0.1W	ぼうさい きさいち
7	私市山手4丁目	0.1W	ぼうさい きさいちやまて
8	梅が枝住宅	0.01W	ぼうさい うめがえ
9	藤が尾妙見川緑地	0.1W	ぼうさい ふじがお
10	青山北川緑地	0.01W	ぼうさい あおやま
11	松塚公園	0.1W	ぼうさい まつづかこうえん
12	南星台4丁目西公園	0.1W	ぼうさい なんせいだい
13	妙見東中央公園	0.1W	ぼうさい みょうけんひがし
14	星田会館	0.1W	ぼうさい ほしだ
15	森区民ホール前ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい もり
16	交野市立旭小学校	0.5W	ぼうさい かたのあさひしょう
17	交野市水道局	0.1W	ぼうさい かたのすいどうきょく
18	交野市環境部	0.01W	ぼうさい かたのかんきょう
19	星田山手南公園	0.1W	ぼうさい ほしだやまてみなみ
20	妙見坂自治会館	0.1W	ぼうさい みょうけんざか
21	交野市消防本部	0.1W	ぼうさい かたのししょうぼう
22	倉治公民館	0.1W	ぼうさい くらじ
23	星田山手東集会場杉の子ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい ほしだやまてすぎのこ
24	星田山手北公園	0.5W	ぼうさい ほしだやまてきた
25	交野市立松塚ふれあい館	0.1W	ぼうさい まつづかふれあい
26	東倉治山手集会所あじさいの丘ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい ひがしくらじあじさい
27	倉治山手町集会所	0.1W	ぼうさい くらじやまて
28	郡津2丁目ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい こうづ2
29	交野市立第二中学校	0.01W	ぼうさい かたのにちゅう
30	旧交野市立第一中学校	0.01W	ぼうさい かたのいちちゅう
31	星田西4丁目	0.1W	ぼうさい ほしだにしよん
32	交野市立第三中学校	0.1W	ぼうさい かたのさんちゅう
33	交野市立妙見坂小学校	0.1W	ぼうさい かたのみょうけんざか
34	倉治公園	0.1W	ぼうさい くらじこうえん
35	倉治桜園ちびっこ広場	0.1W	ぼうさい くらじさくらえんちびっこ
36	私市山手きらきら広場	0.1W	ぼうさい きさいちやまてきらきら
37	星田西5丁目	0.1W	ぼうさい ほしだにしご
38	星田北6丁目	0.1W	ぼうさい ほしだきたろく

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料12 主要河川一覧表（一般防災関係重要水防区域）

（大阪府水防計画資料編）

河川海岸		関係土木 事務所	担当水防 管理団体名	特に重要な水防区域		重要水防区域	
				区域	延長 (m)	区域	延長 (m)
天野川	左岸	枚方	交野市 枚方市 淀川左岸			自 淀川合流点 至 浜橋 自 藤田橋 至 交野橋 自 J R学研都市線 至 私市橋上流 120m	5,670
	右岸	枚方	交野市 枚方市 淀川左岸			自 淀川合流点 至 浜橋 自 北川橋 至 日の出橋	6,500
北川	左岸	枚方	枚方市 交野市			自 天野川合流点 至 京阪交野線	460
	右岸	枚方	枚方市 交野市			自 京阪交野線 至 一級河川区域	840
前川	左岸	枚方	交野市	自 スタコ橋 至 一級河川区域	400	自 天野川合流点 至 スタコ橋	270
	右岸	枚方	交野市	自 スタコ橋 至 一級河川区域	400	自 天野川合流点 至 スタコ橋	270
穂谷川	左岸	枚方	枚方市 淀川左岸	自 国道1号 至 惣喜池	3,150	自 淀川合流点 至 穂谷川新橋	3,000
	右岸	枚方	枚方市 淀川左岸	自 馬場前橋 至 国道1号 自 出屋敷橋 至 出屋敷高架橋 自 八十八橋 至 J R学研都市線 自 第2京阪 至 一級河川区域	4,170	自 淀川合流点 至 馬場前橋 自 国道1号 至 長ヶ嶽橋 自 JR 学研都市線 至 第2京阪	2,700

一級河川改修状況

河川名	区 域		改 修 状 況
	自	至	
天野川	右岸 交野市松塚39	羽衣橋	・改修済
	左岸 交野市私部西4丁目	〃	

河川名	区 域		改 修 状 況
	自	至	
北 川	右岸 交野市幾野 6丁目1-12	出 鼻 橋	・改修済
	左岸 交野市郡津 5丁目55	〃	
前 川	天野川合流点	一級河川区域	・スタコ橋までは改修済 ・スタコ橋上流については、現在工事中

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料13 準用河川一覧表

(都市整備部)

河 川 名	区 間	延 長 (m)
北 川	準用河川がらと川・野々田川合流点から一級河川北川合流点まで	80
野 々 田 川	交野・枚方両市境界から準用河川北川合流点まで	430
が ら と 川	東倉治5丁目2082-1地先から準用河川北川合流点まで	2,920
免 除 川	東倉治2丁目1518番地先から一級河川天野川合流点まで	3,680
私 部 北 川	寺1丁目468番地先から準用河川前川合流点まで	1,550
前 川	寺2丁目1334番地先から一級河川前川合流点まで	1,780
小 久 保 川	私市1丁目186番2地先から一級河川天野川合流点まで	1,170
星 田 妙 見 川	星田5004番1地先から一級河川天野川合流点まで	2,150

資料14 ため池水防区域一覧表（ため池防災関係水防区域）

（大阪府水防計画資料編）

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	要水防堤長	堤高	満水積	貯水量	水防値
272300009	白旗池	交野市倉治	倉治区	m 108.0	m 18.5	ha 2.1	千m ³ 105	A
272300013	星田大池	交野市星田8丁目	星田用水組合	172.0	14.7	3.4	200	B
272300014	全現堂池	交野市星田8丁目	星田用水組合	194.0	3.6	0.7	10	B
272300016	星田緑池	交野市星田7丁目	星田用水組合	59.0	5.4	0.2	4.0	B
272300020	大谷新池	交野市星田西2丁目	大谷養水組合	111.0	13.5	2.4	130	B
272300001	星田新池	交野市星田	星田用水組合					C
272300002	松塚上池	交野市倉治	倉治区					C
272300003	倉治外池	交野市倉治	倉治区					C
272300008	源氏池	交野市倉治	倉治区					C
272300010	私部大池	交野市青山5丁目	焼垣内法水利組合					C
272300011	森堂の池	交野市森	森水利組合					C
272300019	神宮寺奥山3号池	交野市倉治	倉治区					C
272300021	星田妙音池	交野市星田	星田用水組合					C
272300043	272300043池	交野市森	自然人					C

備考 水防値B：重要な水防ため池 水防値C：要水防ため池

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料15 水防倉庫一覧表

(都市整備部)

施 設 名	所 在 地	主 要 備 蓄 資 材			
		土 嚢	縄	シート	杭
土 木 倉 庫	私部西3-3-1	有	有	有	有
本 庁 倉 庫	私部1-1-1	有	有	有	無
第 二 京 阪 高架下ヤード	星田北8丁目付近	有	無	無	有

資料16 河川別水防値及び資材整備基準表

(大阪府水防計画資料編)

河川 海岸		担当水防管理 団 体 名	要 す る 主 な 資 材				水防値	延 長 (m)
			凧・ 土のう袋 (枚)	縄 (k g)	簗 (ｼｰﾄ) (枚)	杭 (本)		
天 野 川	左 岸	交 野 市	0	0	0	0	A	0
		枚 方 市	1,701	544	170	612	B	5,670
		淀 川 左 岸	922	295	92	332	C	9,220
	右 岸	交 野 市	0	0	0	0	A	0
		枚 方 市	1,950	624	195	702	B	6,500
		淀 川 左 岸	839	268	84	302	C	8,390
北 川	左 岸	枚 方 市	0	0	0	0	A	0
		交 野 市	138	44	14	50	B	460
			84	27	8	30	C	840
	右 岸	枚 方 市	0	0	0	0	A	0
		交 野 市	252	81	25	91	B	840
			46	15	5	17	C	460
前 川	左 岸	交 野 市	200	64	20	72	A	400
			81	26	8	29	B	270
			0	0	0	0	C	0
	右 岸	交 野 市	200	64	20	72	A	400
			81	26	8	29	B	270
			0	0	0	0	C	0
穂 谷 川	左 岸	枚 方 市	1,575	504	158	567	A	3,150
		淀 川 左 岸	900	288	90	324	B	3,000
			162	52	16	58	C	1,620
	右 岸	枚 方 市	2,085	667	209	751	A	4,170
		淀 川 左 岸	810	259	81	292	B	2,700
			90	29	9	32	C	900

備 考 水防値A：特に重要な水防区域
水防値B：重要水防区域
水防値C：要水防区域

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料17 ため池水防値及び資材表

(大阪府水防計画資料編)

ため池名		ため池管理者	要する主な資材				水防値	要水防堤長 m
			畝・土のう袋袋	縄キロ	筵(ｼｰﾄ)枚	杭本		
272300009	白旗池	倉治区	108	35	11	39	A	108.0
272300013	星田大池	星田用水組合	86	28	9	31	B	172.0
272300014	全現堂池	星田用水組合	97	32	10	35	B	194.0
272300016	星田緑池	星田用水組合	30	10	3	11	B	59.0
272300020	大谷新池	大谷養水組合	56	18	6	20	B	111.0
272300001	星田新池	星田用水組合	30	10	3	11	C	100.0
272300002	松塚上池	倉治区	59	19	6	21	C	194.0
272300003	倉治外池	倉治区	48	16	5	18	C	158.0
272300008	源氏池	倉治区	68	22	7	25	C	225.0
272300010	私部大池	焼垣内法水利組合	78	25	8	28	C	257.0
272300011	森堂の池	森水利組合	24	8	3	9	C	78.0
272300019	神宮寺奥山3号池	倉治区	7	2	1	3	C	20.0
272300021	星田妙音池	星田用水組合	20	7	2	8	C	65.0
272300043	272300043池	自然人	10	3	1	4	C	31.0

資料18 医療機関一覧表

■医療機関

	医療機関名	診療科目	所在地	一般外来 の受付
1	あおいクリニック	整・リ・眼	松塚 1-1	
2	腎泌尿器科 あしだクリニック	泌	私部西 1-18-1	
3	尼子医院	内・消・児	私市 8-14-3	
4	天の川 レディースクリニック	婦	私部西 2-3-25	
5	いかい耳鼻咽喉科	耳	森北 1-22-6-6F	
6	梅垣麻酔科クリニック	麻	天野が原町 2-28-18-201	
7	大成整形外科	整・リ・リウ	私部西 1-8-1-2F	
8	大山医院	内・循・消	森北 1-22-6-2F	
9	おがわクリニック	内・児・呼内	私部西 2-6-1-101	
10	おざき内科クリニック	内・放・消内	幾野 4-16-35	
11	交野病院	内・外・乳外・整・脳外・皮・児・ 泌・放・リ・救・麻・消内・血・循 内・呼内	松塚 39-1	
12	きただ整形外科 リウマチクリニック	リウ・整・リ	私部 3-9-17	
13	清田医院	内・呼・消・循・児	星田西 3-12-1	
14	小葉医院	内・児	星田 5-10-5	
15	こさか内科クリニック	内・児	郡津 4-39-13	
16	小林診療所	内・呼内・消内・アレ・放	星田 5-17-27	
17	さくらクリニック	心療・リ・精・神	幾野 1-29-8	
18	白井皮フ科医院	皮	私部 4-29-5	
19	すぎもと皮フ科	形・皮・アレ	私部西 2-6-1-201	
20	高石皮フ科	皮	郡津 5-17-10	
21	多々内科クリニック	内・循・消	森南 1-9-5	
22	田中診療所	内・児・リ	私部 7-48-3	
23	鶴保診療所	内・脳内	私部西 1-32-1	
24	寺嶋・塚田 こどもクリニック	児・内・アレ	天野が原町 5-14-2	
25	中村クリニック	泌・内・皮	私市 5-1-5	
26	ながお心療内科	心療・精	森北 1-22-6-3F	
27	西本内科医院	内・消・呼	藤が尾 3-16-2	
28	野村医院	内・循・消	倉治 3-50-1	
29	はと産婦人科	産婦	藤が尾 4-3-16	
30	林田眼科クリニック	眼	私部 3-9-20	
31	ひびきクリニック	内・眼	森北 1-22-6-4F	

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防
災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編		医療機関名	診療科目	所在地	一般外来の受付
災害予防対策編	32	藤の街クリニック	内・循内・外・肛	藤が尾 4-3-15	
	33	藤原産婦人科	産婦	梅が枝 44-3	
	34	藤原皮フ科	形・アレ・皮	森北 1-22-6-5F	
地震災害応急対策編	35	宝田クリニック	内・脳外・外	私部 8-3-5-1F	
	36	星田南病院	内・消・循・児・耳・リ・放・アレ	藤が尾 3-5-1	
	37	ホシノ眼科	眼	私部西 1-33-21	
風水害応急対策編	38	前谷クリニック	整・リウ・リ・外	星田 5-23-1	
	39	松木整形外科	外・リ・整	郡津 3-11-1	
	40	松吉医院	内・糖	天野が原町 2-29-3	
その他災害応急対策編	41	三宅医院	内・外	倉治 8-5-6	
	42	みやそう耳鼻咽喉科	耳	私部西 1-33-25-2F	
	43	山添医院	内・児	私部 1-16-13	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	44	山本整形外科	整・リ・リウ	森北 1-37-6	
	45	交野市立健康増進センター 休日診療所	内・児・歯	天野が原町 5-5-1	
	46	おくの眼科	眼	星田北 6-15-1-105	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	47	けんあいクリニック	内・呼内	私部西 1-18-1	
	48	つま小児科クリニック	児・児内・アレ	星田北 6-15-1-1F	
	49	なかむら内科・消化器内科 クリニック	内・消内・内視	星田北 6-15-1-1F	
災害復旧・復興対策編	50	豊年福祉会診療所	内・精	星田 8-6-7	不可
	51	天の川診療所	内・精	藤が尾 2-5-22	不可
	52	美来診療所	内	倉治 4-40-7	不可
資料編	53	特別養護老人ホーム きんもくせい診療所	内・外・リ・精	大字星田 5156-8	不可
	54	交野女子学院医務課診療所	内・精・歯	郡津 2-45-1	不可
	55	特別養護老人ホーム内 あおやま診療所	リ・内	青山 3-431-1	不可
	56	特別養護老人ホーム あおやま 2 号館診療所	リ・内	青山 3-430-1	不可
	57	整形外科星田クリニック	整・リウ・リ	星田北 6-15-1-2F	

※診療科目

外：外科	整：整形外科	乳外：乳腺外科	内：内科	放：放射線科
耳：耳鼻咽喉科	麻：麻酔科	児：小児科	循内：循環器内科	循：循環器科
消内：消化器内科	消：消化器科	脳外：脳神経外科	脳内：脳神経内科	皮：皮膚科
泌：泌尿器科	リ：リハビリテーション科	眼：眼科	呼内：呼吸器内科	呼：呼吸器科
アレ：アレルギー科	心療：心療内科	精：精神科	産婦：産婦人科	形：形成外科
リウ：リウマチ科	歯：歯科	婦：婦人科	救：救急科	肛：肛門外科
糖：糖尿病内科	血：血液内科	神：神経科	児内：小児内分泌内科	内視：内視鏡内科

■ 歯科

	医療機関名	所在地	診療科目	一般外来 の受付
1	いけだ歯科クリニック	星田 3-37-6	歯・矯正・小児歯	
2	石塚歯科医院	天野が原町 2-13-11	歯・小児歯	
3	いたがき歯科	星田 8-7-9	歯	
4	牛嶋歯科医院	私部西 2-12-2	腔外・小児歯・歯	
5	太田歯科医院	私部西 1-33-66	歯・小児歯・腔外	
6	おかの歯科クリニック	藤が尾 3-6-25-1F	歯・矯正・小児歯・腔外	
7	おがわ歯科こども歯科クリニック	倉治 7-14-10	歯・矯正・小児歯・腔外・小児矯正	
8	奥田歯科医院	星田 1-33-3	歯・腔歯・小児歯	
9	オクダデンタルクリニック	星田北 3-18-6	矯正・腔外・小児歯・歯	
10	奥田歯科医院	私部 6-6-15	歯・腔外・小児歯	
11	梶歯科医院	私部 2-1-25	矯正・腔外・小児歯・歯	
12	ガモウ歯科医院	松塚 14-5-105	歯・小児歯	
13	楠元歯科医院	森北 1-37-2-101	歯・小児歯・腔外・矯正	
14	雲川歯科医院	私部 2-14-23	歯・矯正・腔外・小児歯	
15	クレモト歯科小児歯科	星田西 3-12-6	小児歯・腔外・矯正・歯	
16	後藤歯科医院	私部西 1-33-20-2F	歯	
17	小山歯科医院	私部 4-11-15	歯・小児歯	
18	さじま歯科医院	森北 1-4-5-101	歯・小児歯	
19	さかた歯科医院	私部西 2-1-1-1F	歯・腔外・小児歯	
20	すなみ歯科医院	星田 5-13-3-201	歯・小児歯	
21	てらうち歯科	私部西 1-6-5-103-1F	歯・小児歯・矯正	
22	中西歯科	倉治 3-24-31	歯	
23	なかの歯科	私市 1-1-25-1F	歯	
24	のぶ歯科クリニック	私部西 5-1-5	歯・矯正・腔外・小児歯・小児矯正	
25	原歯科医院	倉治 2-20-7	歯	
26	原歯科医院	森南 1-3-4	歯	
27	平沼歯科医院	倉治 7-50-10	歯・小児歯	
28	牧歯科医院	松塚 37-20	歯	
29	松野歯科クリニック	天野が原町 2-28-18-101	歯・小児歯・腔外	
30	みづほ歯科	天野が原町 5-14-2	歯・腔外・小児歯	
31	望月歯科	私部 3-18-3	歯・腔外・小児歯	
32	もりよし歯科医院	郡津 1-69-20	歯・小児歯	
33	きたおファミリー歯科	星田北 2-14-22-1	歯・矯正・腔外・小児歯	
34	きらぼし みやぞの歯科	私部 2-11-34-101	歯・小児歯	
35	まつい歯科クリニック	森北 1-22-6-102	歯・小児歯・腔外	
36	えみ歯科訪問診療所	星田 2-5-7	歯・小児歯	
37	Sharp Anesthesia Dental Clinic	妙見東 3-10-25	歯	

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編		医療機関名	所在地	診療科目	一般外来の受付
	38	伊藤おとなこども歯科	星田北 6-33-8	歯・児歯・腔外・矯歯	
災害予防対策編	※診療科目 歯：歯科 矯歯：矯正歯科 腔歯：口腔歯科 腔外：歯科口腔外科 児矯：小児矯正歯科 児歯：小児歯科				
地震災害応急対策編					
風水害応急対策編					
その他災害応急対策編					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編					
南海トラフ地震防災対策推進計画編					
災害復旧・復興対策編					
資料編					

資料19 市内要配慮者利用施設一覧表

1. 社会福祉施設

老人福祉関係施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター 等

施設区分	施設名	住所
老人福祉関係施設	医療法人和敬会デイサービスセンターほしだ	藤が尾 3-5-7
老人福祉関係施設	かぐや	郡津 3-11-10
老人福祉関係施設	きんもくせいデイサービスセンター	南星台 2-5-15
老人福祉関係施設	デイサービスセンターあおやま	青山 3-432
老人福祉関係施設	デイサービスセンター天の川	藤が尾 2-5-22
老人福祉関係施設	交野デイサービスセンターとまと	青山 2-1-7
老人福祉関係施設	デイサービスセンター明星	星田 8-6-7
老人福祉関係施設	デイサービスセンター美来	倉治 4-40-7
老人福祉関係施設	デイサービス花ごころ	私市 4-46-2
老人福祉関係施設	デイサービス「ほつま」	私部西 2-5-1
老人福祉関係施設	ニチイケアセンター幾野	幾野 2-29-10
老人福祉関係施設	ほっこり at ホーム星田デイサービス	星田 5-17-27
老人福祉関係施設	星田北ほっこり at ホームデイサービス	星田北 7-13-3
老人福祉関係施設	ビーナスプラス交野	私部 2-11-24-101
老人福祉関係施設	すこやか通所サービス にしむら院	森南 1-9-13
老人福祉関係施設	すこやか星田介護予防体操教室	星田 7-43-6
老人福祉関係施設	デイサービスまつり 妙見口	藤が尾 5-11-13
老人福祉関係施設	マハロフィット	私部 3-2-9
老人福祉関係施設	デイサービスセンターきさべ	私部 1-55-10
老人福祉関係施設	サール・ナートかたのデイサービスセンター	私部南 1-490
老人福祉関係施設	樹楽団らんの家私市	私市 6-30-9
老人福祉関係施設	生活協同組合おおさかパルコープデイサービスいわふねの森	森南 1-17-6
老人福祉関係施設	デイサービスセンターかたの美来	東倉治 5-8-8
老人福祉関係施設	あおいクリニック	松塚 1-1
老人福祉関係施設	医療法人茂樹会田中診療所	私部 7-48-3
老人福祉関係施設	医療法人和敬会星田南病院デイケア室	藤が尾 3-5-7
老人福祉関係施設	介護老人保健施設逢々館かたの	私部 2-11-38
老人福祉関係施設	介護老人保健施設青山	青山 3-432

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に伴う対応編
東海地震の警戒宣

災害対策推進計画編
南海トラフ地震防

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	施設区分	施設名	住所
	老人福祉関係施設	きんもくせい特別養護老人ホーム	大字星田 5156-8
	老人福祉関係施設	地域密着型介護老人福祉施設サール・ナートかたの	私部南 1-490
災害予防対策編	老人福祉関係施設	短期入所生活介護事業所あおやま	青山 3-431-1
	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム天の川明星	藤が尾 2-5-22
	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム明星	星田 8-6-7
地震災害応急対策編	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム美来	倉治 4-40-7
	老人福祉関係施設	ショートステイセンターかたの美来	東倉治 5-8-8
	老人福祉関係施設	小規模多機能ホームみらい	倉治 4-40-7
風水害応急対策編	老人福祉関係施設	看護小規模多機能ホームふぁみりい交野	私市 9-1-10
	老人福祉関係施設	ケアタウン交野	郡津 3-11-10
	老人福祉関係施設	特別養護老人ホームあおやま	青山 3-431-1
その他災害応急対策編	老人福祉関係施設	特別養護老人ホームかたの美来	東倉治 5-8-8
	老人福祉関係施設	特別養護老人ホームあおやま 2 号館	青山 3-430-1
	老人福祉関係施設	軽費老人ホーム明星	星田 8-6-7
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	老人福祉関係施設	ケアハウスきんもくせい	南星台 2-5-15
	有料老人ホーム	そんぽの家交野	森北 1-21-7
	有料老人ホーム	ベストライフ交野	星田 1-32-1
南海トラフ地震防災対策推進計画編	有料老人ホーム	そんぽの家交野駅前	私部 2-5-2
	有料老人ホーム	はなまる星田	星田 5-12-3
	有料老人ホーム	ほっこり at ホーム星田	星田 5-17-27
災害復旧・復興対策編	有料老人ホーム	ほっこり at ホーム星田北	星田北 7-13-3
	有料老人ホーム	フォーユー交野	私部 4-48-5
	有料老人ホーム	エクラ交野	私部 1-30-10
資料編	有料老人ホーム	クオレ交野	天野が原町 2-28-12
	有料老人ホーム	一休交野	幾野 3-20-30
	有料老人ホーム	はっぴーらいふ交野	森北 1-36-12
	有料老人ホーム	こころほーむ交野	私部西 4-3-32
	有料老人ホーム	ほしのはな	私部南 4-6-6
	有料老人ホーム	ナーシングヒルズ交野メディケア	星田北 3-13-2
	有料老人ホーム	スマイルらいふ星田	星田北 6-33-12
	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム茂樹の里	神宮寺 1-24-5
	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホームおだやか星田	星田 5-2-9

施設区分	施設名	住所
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム希望	東倉治 3-8-11
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホームアキラ	藤が尾 6-4-1
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホームきさべ	私部南 2-18-6
障害者支援施設	ハートフルステーションいわふね	私市 2-14-14
障害者支援施設	ミルキーウェイ生活介護	天野が原町 5-32-1
障害者支援施設	くらじワークセンター	東倉治 1-12-12
障害者支援施設	てらサポート	寺 4-590-1
障害者支援施設	交野自立センター通所部	寺 4-590-1
障害者支援施設	デイサービスセンターあおやま	青山 3-432
障害者支援施設	デイサービスセンター天の川	藤が尾 2-5-22
障害者支援施設	かぐや	郡津 3-11-10
障害者支援施設	いわふね峡	私市 9-17-3
障害者支援施設	ピースフルケアあとリエ	郡津 5-47-11
障害者支援施設	アトリエ ShiroiTo	星田 5-13-6
障害者支援施設	交野自立センター	寺 4-590-1
障害者支援施設	ワークスペースだんだん	星田 4-34-22-301
障害者支援施設	グリーンサム	天野が原町 2-47-15
障害者支援施設	交野自立センター入所部	寺 4-590-1
障害者支援施設	ミルキーウェイ就B	天野が原町 5-32-1
障害者支援施設	ワークハウスやわらぎ	寺 4-590-1
障害者支援施設	Café スタッキー	天野が原町 5-5-1
障害者支援施設	ワークスペースいいな	私市 2-32-1
障害者支援施設	Café cheers (カフェ チアーズ)	私部 2-1-20
障害者支援施設	紙好き交流センターひかり	星田 5-22-3
障害者支援施設	にじのそら	私部 6-20-3
障害者支援施設	交野市立児童発達支援センター	天野が原町 5-5-1
障害者支援施設	療育センターほっぷ	私部西 1-17-7-102
障害者支援施設	きらり	幾野 1-37-13
障害者支援施設	ふわり	私市山手 2-4-1
障害者支援施設	ひより	松塚 14-5-102
障害者支援施設	おれんじはうす	星田 5-29-8-105
障害者支援施設	児童デイサービス福すけ	青山 3-17-2

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	施設区分	施設名	住所
	障害者支援施設	児童デイサービス福の木	青山 2-8-25
	障害者支援施設	にこり	私部 5-23-14
災害予防対策編	障害者支援施設	花ごころ	郡津 5-10-4-203
	障害者支援施設	ピースフルケアおりひめ	郡津 5-47-12
	障害者支援施設	児童デイサービスりはぷらす	星田 7-4-10
地震災害応急対策編	障害者支援施設	くるり	星田 3-7-3
	障害者支援施設	ふわふわ	倉治 7-32-8-101
	障害者支援施設	花キッズ（花ごころ）	郡津 5-10-4-202
風水害応急対策編	障害者支援施設	どんぐり交野店	倉治 8-11-5
	障害者支援施設	特別養護老人ホーム天の川明星	藤が尾 2-5-22
	障害者支援施設	ハートフルステーションいわふね	私市 2-14-14
その他災害応急対策編	障害者支援施設	特定非営利活動法人ゆいむ（結夢）	私部 7-12-58
	障害者支援施設	てらサポートセンター	寺 4-590-1
	障害者支援施設	ピースフルケアおりひめ	郡津 5-47-12
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	障害者支援施設	千寿案	星田 6-1-20
	障害者支援施設	ゆるり	私部 6-20-3 2 階
	障害者支援施設	ショートステイ朱雀	妙見坂 4-7-8
南海トラフ地震防災対策推進計画編	障害者支援施設	大肢協コミュニティホームズ・交野	住所非公開
	障害者支援施設	みらい「星田」	住所非公開
	障害者支援施設	ホームえんでら（えんでら）	住所非公開
災害復旧・復興対策編	障害者支援施設	ホームえんでら（オーケストラ）	住所非公開
	障害者支援施設	ホームえんでら（カフェオレ・エスプレッソ）	住所非公開
	障害者支援施設	ホームえんでら（モカ・チョコ）	住所非公開
資料編	障害者支援施設	ホームえんでら（カプチーノ）	住所非公開
	障害者支援施設	ホームえんでら（オレンジペコ）	住所非公開
	障害者支援施設	ホームきらら	星田 8-13-10
	障害者支援施設	ホームかがやき	星田 8-14-1
	障害者支援施設	ミリオーネ星田北	星田北 3-34-6
	障害者支援施設	ミリオーネ星田	星田 6-24-5
	障害者支援施設	ミリオーネ藤が尾	藤が尾 2-8-3-506
	障害者支援施設	グループホーム虹色シャローム	倉治 3-7-15
	障害者支援施設	あおぞら東倉治	住所非公開
	障害者支援施設	サンライズ私市	住所非公開
	障害者支援施設	さくらの家	倉治 2-32-3
	地域活動支援センター	みのり	天野が原町 5-32-1
	児童福祉施設	市立あさひ認定こども園	星田 5-2-12

施設区分	施設名	住所
児童福祉施設	市立くらやま認定こども園	幾野 3-18-1
児童福祉施設	あまだのみやちどりこども園	森南 2-15-1
児童福祉施設	交野保育園	松塚 11-10
児童福祉施設	わかばこども園	私部 1-22-1
児童福祉施設	ふじが丘保育園	藤が尾 3-1-1
児童福祉施設	倉治こども園	倉治 1-1-12
児童福祉施設	私部保育園	私部 1-51-1
児童福祉施設	第2 きんもくせい保育園	郡津 5-76-1
児童福祉施設	星田こども園	星田 3-10-8
児童福祉施設	ふじがお幼稚園	藤が尾 3-1-2
児童福祉施設	ひかりの子幼稚園	東倉治 4-2-13
児童福祉施設	高岡幼稚園	星田 7-26-10
児童福祉施設	ほしのまち保育園	星田 4-22-3
児童福祉施設	星田なないろ保育園	星田北 7-13-37
児童福祉施設	天野が原保育園	天野が原町 2-14-23
児童福祉施設	にこにこ保育園	私部西 2-2-1
児童福祉施設	ぽっかぽか7丁目保育園	星田 7-39-2
児童福祉施設	ひかりの子保育園	東倉治 4-2-12
児童福祉施設	きらきら保育園	梅が枝 44-301
児童福祉施設	私市保育園	私市 4-48-2
児童福祉施設	さくら保育園	森南 1-9-13-106
児童福祉施設	ほしのうた保育園	星田 5-14-9
児童福祉施設	パナソニックキッズハウス	妙見坂 5-3-1
児童福祉施設	交野病院 おりひめ保育園	私部 2-6-1
児童福祉施設	いしころえん	私市 7-19-14
児童福祉施設	Hoshida International	星田北 8-1-1
児童福祉施設	ちいさな託児室 ミチルとミチル	妙見坂 4-1-6
児童福祉施設	スマイルキッズ交野	私部西 1-31-2-101
児童福祉施設	にじいろ保育園	幾野 1-37-13
児童福祉施設	千成ヤクルトほしのこ保育園	星田 5-17-8-101
児童福祉施設	Baby Care ステラ	天野が原町 1-38-2 1F
児童福祉施設	ふれあい保育園	星田西 3-12-6
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	交野みらい児童会	郡津 1-43-1
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	星田児童会	星田 3-33-4
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	郡津児童会	郡津 4-12-1

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対
言に伴う対応編 東海地震の警戒宣
災害対策推進計画編 南海トラフ地震防
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	施設区分	施設名	住所
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	郡津児童会分室	私部 4-11-8
災害予防対策編	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	岩船児童会	森北 1-25-1
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	倉治児童会	倉治 1-15-1
地震災害応急対策編	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	妙見坂児童会	妙見坂 7-20-1
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	旭児童会	星田 4-18-1
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	藤が尾児童会	星田北 2-45-1
風水害応急対策編	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	私市児童会	私市 9-5-10
	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	第1 児童センター	幾野 2-6-1
	一時預かり事業の用に供する施設	星の子ルーム	天野が原町 5-5-1
策編	その他災害応急対策		
言に伴う対応編	東海地震の警戒宣言		
策推進計画編	南海トラフ地震防災		
災害復旧・復興対策編			
資料編			

2. 学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校 等

施設区分	施設名	住所
幼稚園	交野幼稚園	郡津 5-2-5
幼稚園	みょうけん幼稚園	妙見坂 7-2-2
幼稚園	開智こども園	森北 1-9-1
小学校	星田小学校	星田 3-33-4
小学校	郡津小学校	郡津 4-13-1
小学校	岩船小学校	森北 1-25-1
小学校	倉治小学校	倉治 1-15-1
小学校	妙見坂小学校	妙見坂 7-20-1
小学校	旭小学校	星田 4-18-1
小学校	藤が尾小学校	星田北 2-45-1
小学校	私市小学校	私市 9-5-10
中学校	第二中学校	幾野 4-1-1
中学校	第三中学校	星田 8-67-1
中学校	第四中学校	天野が原町 5-65-1
中学校	関西創価中学校	寺 3-20-1
高等学校	交野高校	寺南野 10-1
高等学校	関西創価高等学校	寺 3-20-1
特別支援学校	交野支援学校	寺 4-831
義務教育学校	交野みらい学園	私部 1-54-1

3. 医療施設

病院、診療所、助産所 等

施設区分	施設名	住所
病院	交野病院	松塚 39-1
病院	星田南病院	藤が尾 3-5-1
診療所	藤原産婦人科	梅が枝 44-3

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

資料20 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

総則編	番号	施設区分	施設名
災害予防対策編	1	老人福祉関係施設	デイサービス「ほつま」
	2	老人福祉関係施設	ビーナスプラス交野
	3	老人福祉関係施設	サール・ナートかたのデイサービスセンター
	4	老人福祉関係施設	あおいクリニック
地震災害応急対策編	5	老人福祉関係施設	介護老人保健施設逢々館かたの
	6	老人福祉関係施設	地域密着型介護老人福祉施設サール・ナートかたの
	7	老人福祉関係施設	看護小規模多機能ホームふあみりい交野
風水害応急対策編	8	有料老人ホーム	そんぼの家交野駅前
	9	有料老人ホーム	フォーユー交野
	10	有料老人ホーム	クオレ交野
	11	障害者支援施設	ミルキーウェイ生活介護
その他災害応急対策編	12	障害者支援施設	ミルキーウェイ就B
	13	障害者支援施設	療育センターほっふ
	14	障害者支援施設	ひより
	15	障害者支援施設	花ごころ
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	16	障害者支援施設	花キッズ（花ごころ）
	17	障害者支援施設	大肢協コミュニティーホームズ・交野
	18	障害者支援施設	ホームえんでら（オーケストラ）
南海トラフ地震防災対策推進計画編	19	地域活動支援センター	みのり
	20	児童福祉施設	交野保育園
	21	児童福祉施設	第2 きんもくせい保育園
災害復旧・復興対策編	22	児童福祉施設	天野が原保育園
	23	児童福祉施設	にこにこ保育園
	24	児童福祉施設	きらきら保育園
	25	児童福祉施設	交野病院 おりひめ保育園
資料編	26	児童福祉施設	スマイルキッズ交野
	27	児童福祉施設	Baby Care ステラ
	28	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	私市児童会
	29	幼稚園	交野幼稚園
	30	中学校	第四中学校
	31	病院	交野病院

番号	施設区分	施設名
32	診療所	藤原産婦人科

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料21 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

総則編		
災害予防対策編		
地震災害応急対策編		
風水害応急対策編		
その他災害応急対策編		
東海地震の警戒宣言に伴う対応編		
南海トラフ地震防災対策推進計画編		
災害復旧・復興対策編		
資料編		

番号	施設区分	施設名
1	老人福祉関係施設	デイサービスまつり 妙見口
2	老人福祉関係施設	樹楽団らんの家私市
3	老人福祉関係施設	生活協同組合おおさかパルコープデイサービスいわふねの森
4	老人福祉関係施設	デイサービスセンターかたの美来
5	老人福祉関係施設	ショートステイセンターかたの美来
6	老人福祉関係施設	特別養護老人ホームかたの美来
7	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム希望
8	障害者支援施設	てらサポート
9	障害者支援施設	交野自立センター通所部
10	障害者支援施設	いわふね峡
11	障害者支援施設	交野自立センター
12	障害者支援施設	交野自立センター入所部
13	障害者支援施設	ワークハウスやわらぎ
14	障害者支援施設	ふわり
15	障害者支援施設	てらサポートセンター
16	児童福祉施設	あまだのみやちどりこども園
17	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	妙見坂児童会
18	幼稚園	ほしだ幼稚園
19	小学校	妙見坂小学校
20	中学校	関西創価中学校
21	高等学校	交野高校
22	高等学校	関西創価高等学校

資料22 災害時用井戸一覧表

(危機管理室)

番 号	設 置 所 在 地	設 置 施 設 先
1	倉治6丁目9番21号	教育文化会館内
2	倉治1丁目1番7号	倉治機物神社内
3	神宮寺2丁目地内	倉治公園内
4	倉治1丁目15番1号	市立倉治小学校内
5	郡津1丁目43番1号	市立交野みらい小学校内
6	松塚12番	松塚公園内
7	私部1丁目36番1号	私部会館内
8	私部南3丁目地内	私部公園内
9	私部2丁目29番1号	市立青年の家内
10	森北1丁目25番1号	市立岩船小学校内
11	私市6丁目22番15号	私市会館内
12	星田1丁目地内	河川敷地内（星田中川）
13	星田3丁目33番4号	市立星田小学校内
14	星田4丁目18番18号	市立旭小学校内
15	大字傍示地内	蓮華寺北側
16	私部南2丁目376番5	市立第一中学校前
17	郡津4丁目361番	市立郡津小学校内
18	梅が枝1538番	府営住宅梅が枝団地内
19	天野が原町5丁目1202番	保健福祉総合センター内
20	森南2丁目439番2	森区民ホール内
21	南星台4丁目5112番116	南星台4丁目公園内
22	南星台3丁目12番地内	南星台3丁目

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

策編
その他災害応急対

言に伴う対応編
東海地震の警戒宣

災害対策推進計画編
南海トラフ地震防

災害復旧・復興対策編

資料編

資料23 雨量・水位観測所一覧

(危機管理室・都市整備部)

1. 雨 量

設 置 場 所	管理者	収集方法	観 測 者
交野市消防本部 交野市天野が原町4-8-1	消 防 長	自動観測	消防本部
津田配水池 枚方市津田1022	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
星田（一級河川たち川流域） 交野市星田6-26傍示川沿い	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
森南局 交野市森南2-16-1	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
倉治局 交野市神宮寺2-1倉治公園内	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
交野市星田西局 交野市星田西3-28-1	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
妙見東局 交野市妙見東3-6-1	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所
穂谷（穂谷川流域） 枚方市杉2丁目	枚方土木事務所長	テレメータ	枚方土木事務所

2. 河川水位

設 置 場 所	管理者	観測者	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水 位	氾 濫 危 険 水 位 (洪水特別警戒水位)
禁野橋（一級河川天野川） 枚方市禁野地内	枚方土木 事務所長	枚方土木 事 務 所	3.50m	4.30m	4.50m
山垣内橋（一級河川穂谷川） 枚方市牧野阪	枚方土木 事務所長	枚方土木 事 務 所	2.25m	2.60m	2.70m

資料24 緊急交通路線及び防災拠点

(危機管理室、都市整備部、大阪府地域防災計画資料編)

1. 緊急交通路一覧表

□広域緊急交通路（大阪府内の緊急輸送等に使う道路）

道路区分	路 線 名 称	区 間
自動車専用道路	第 二 京 阪 道 路	全 線
一 般 道 路	国 道 1 6 8 号	天の川（R1 枚方市）～私部西3（交野市）
一 般 道 路	国道1号（第二京阪道路側道）	全 線

□地域緊急交通路（交野市内の緊急輸送等に使う道路）

道路区分	路 線 名 称	区 間
府 道	枚方富田林泉佐野線 枚方交野寝屋川線 枚方大和郡山線 私市太秦線 交野久御山線 国道168号	逢合橋東（国道168号）～星田6丁目14番（寝屋川市境） 新天野川橋（枚方市境）～郡津 大仏町～青山3 倉治1丁目1～神宮寺2丁目1 西川原～妙見口 倉治2～神出来 私部西3～私市9丁目5
市 道	松 塚 線 松 塚 7 号 線 私 部 西 線 私 部 春 日 線 私 部 青 山 線 私 部 倉 治 線 私 部 郡 津 線 郡 津 倉 治 線 郡 津 4 号 線 郡 津 2 0 号 線 幾 野 春 日 線 私 部 森 南 線 私 部 寺 線 倉 治 青 山 線 倉 治 1 9 号 線 向 井 田 5 号 線 森 南 神 宮 寺 線 磐 船 駅 前 線 磐 船 駅 北 線 森 南 傍 示 線 森 南 1 3 号 線 森 私 市 線 天 野 が 原 町 5 4 号 線 私 市 中 央 線 私 市 山 手 線 私 市 5 号 線 交 野 山 手 線	梅が枝～松塚13 松塚13～松塚14 梅が枝～天野が原1 交野駅北～幾野1 砂子坂～私部7丁目55 砂子坂～大仏町 私部3丁目6～郡津東 郡津～幾野2 郡津1丁目69～郡津4丁目13 郡津1丁目1～郡津1丁目43 幾野1～幾野6丁目56（枚方市境） 私部1丁目15～森南1丁目15 向井田2丁目5～寺2丁目6 倉治1東～倉治1丁目35 倉治1丁目35～倉治1丁目15 私部1丁目28～私部1丁目36 寺1丁目19～森南3丁目4 森南1丁目17～森南1丁目7 森北1～森北1丁目37 森南2丁目1～森南2丁目16 森南1丁目25～森南1丁目47 私市3丁目1～森南2丁目1 天野が原町5丁目30～天野が原町5丁目5 天野が原1～私市2丁目33 私市6丁目15～私市6丁目17 私市6丁目12～私市6丁目15 私市6丁目17～私市6丁目22 妙見口～星田7丁目75

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

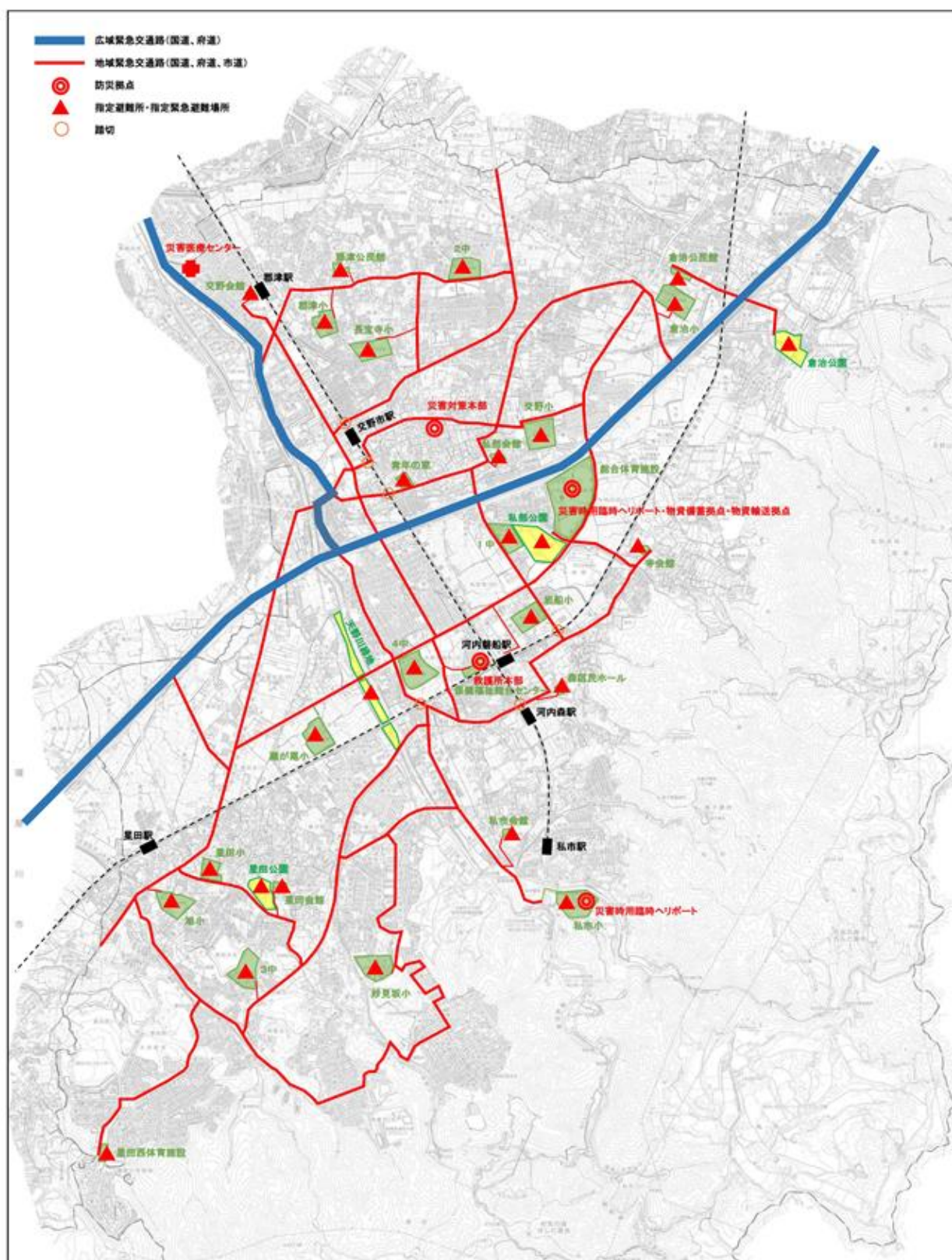
南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	道路区分	路 線 名 称	区 間
災害予防対策編		星 田 私 市 線	私市～妙見口
		星 田 阿 茶 谷 線	妙見坂7丁目1～妙見坂7丁目20
		星 田 北 線	星田北5～星田北5丁目19
		星 田 妙 見 東 線	星田3丁目38～星田8丁目37
			星田9丁目55～妙見東3丁目16
		星 田 生 駒 線	星田7丁目74～星田8丁目67
		星 田 傍 示 川 線	星田4丁目34～南星台4丁目15
		星 田 打 上 線	星田西3丁目12～星田西3丁目3
		星 田 1 7 号 線	星田3丁目10～星田3丁目4
		星 田 5 7 号 線	南星台5丁目6～星田9丁目55
		星 田 6 0 号 線	星田6丁目1～星田4丁目34
		星 田 6 1 号 線	星田7丁目75～星田7丁目78
		星 田 山 手 線	星田7丁目51～星田山手4丁目12
		星 田 山 手 3 0 号 線	星田西3丁目3～星田西3丁目24
		南 星 台 本 線	南星台4丁目15～南星台5丁目6
		妙 見 東 本 線	妙見坂7丁目20～妙見東3丁目16
		妙 見 坂 4 号 線	妙見坂3～妙見坂7丁目1
その他災害応急対策編			
東海地震の警戒宣言に伴う対応編			
南海トラフ地震防災対策推進計画編			
災害復旧・復興対策編			
資料編			

緊急交通路線及び防災拠点



資料25 交野市災害対策本部条例

昭和40年7月26日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、交野市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(平成8条例7・平成24条例27・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命をうけ、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。
2 部に部長及び部員を置き、それぞれ本部員のうちから本部長が指名する。
3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。
2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平成8条例7・追加)

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要事項は、本部長が定める。
(平成8条例7・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年11月3日から施行する。

附 則(平成8年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

第1 総則

1-1 目的

この計画は、「厚生労働省防災業務計画（平成13年2月14日厚生労働省発総第11号）に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、府、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

1-2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

1-3 基本方針

大規模な災害の発生時は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の規定に基づき交通の規制が行われること等により、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定される。そこで、遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行い、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

1-4 府及び市町村の役割

- (1) 府は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、必要な情報を提供するとともに、市町村・都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑に広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行い、府と連携し、適正に火葬場を運営する。

1-5 その他計画との関連性

この計画は、大阪府地域防災計画と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

第2 平常時における対策計画

2-1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

府は、次の事項について定期的に把握し、市町村（一部事務組合を含む。）等に情報提供を行うものとする。また、近隣府県の広域火葬関係情報について、定期的に国が収集発信する情報等により確認する。

参考：厚生労働省全国火葬場データベース

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei24/>)

- (1) 府内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料及び周辺交通事情
- (2) 市町村の広域火葬に係る連絡担当部局の名称及び連絡先
- (3) その他必要事項

2-2 広域火葬等実施組織の整備

市町村は、広域火葬実施のため、災害時における遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等その運営方法をあらかじめ定めておくものとする。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	2-3 資器材等の確保 (1) 市町村は、災害発生時に備え、次の事項を確保する等必要な措置を講じておくものとする。 ①遺体安置所 ②骨つぼ、棺及び遺体保存剤 ③作業要員の確保方法 ④火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路 ⑤その他必要事項 (2) 市町村は、災害発生時における資器材の確保のため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結等措置を講じておくものとする。
災害予防対策編	
地震災害応急対策編	2-4 緊急通行車両の事前届出 市町村は、遺体の搬送等に使用を予定している車両については、法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、府公安委員会に事前に届けておくものとする。
風水害応急対策編	2-5 情報伝達等の整備 府は、この計画を円滑に推進するため、必要な情報伝達の手順及び書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。
その他災害応急対策編	2-6 広域火葬の訓練 府は、職員に対し、広域火葬計画の内容について習熟を図るとともに、被害想定区域内の市町村の協力を得て、随時被害想定に応じた広域火葬の訓練に努めるものとする。 なお、模擬計画は、応援・協力の要請を行うことを想定する市町村又は近隣府県と十分協議した上で実施するものとする。
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

第3 災害発生時における対応計画

3-1 広域火葬支援組織の設置

広域火葬が必要である場合、府健康医療部生活衛生室環境衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

3-2 被災状況の把握及び報告

- (1) 市町村は、災害発生後、速やかに管内の火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、府に報告するものとする。
- (2) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、府に報告するものとする。
- (3) 府は、被災市町村等からの報告及び大阪府防災情報システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3-3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、府に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 府は、被災市町村からの応援要請及び府自らの判断により、市町村及び必要に応じて近隣府県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、その旨厚生労働省に報告するものとする。
- (3) 府は、府内の火葬場及び近隣府県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣府県以外の都道府県（以下「他の都道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 府及び市町村は、府内又は近隣府県で大規模災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。
- (5) 府及び市町村は、厚生労働省より他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 府は、火葬場の割り振りについて、次の事項を実施するものとする。
 - ①市町村、近隣府県及び他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理する。
 - ②被災市町村ごとに火葬場の割り振りを行い、その旨通知する。
 - ③応援を承諾した市町村等に対し応援依頼の通知を行う。
- (2) 被災市町村は、府から火葬場の割り振りの通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
 - ①府からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行う。
 - ②応援を承諾した市町村と火葬の実施方法等について調整する。
 - ③遺族に対し、①の規定に基づき当該市町村が割り振りを行った火葬場に遺体を搬送することについて同意を得ることに努める。

3-5 遺体の取扱い

- (1) 被災市町村は、遺体の取扱いについて次の措置を講じるものとする。
 - ①遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保
 - ②遺体の保存のために必要な物資の調達
 - ③作業要員の確保
 - ④その他必要事項
- (2) 府は、前記(1)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被災市町村より支援要請があったときは、これに応じるものとする。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	3-6 遺体等の搬送 (1) 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ府公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。 (2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を府に要請するものとする。
災害予防対策編	3-7 相談窓口の設置 被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。
地震災害応急対策編	3-8 災害以外の事由による遺体の火葬 被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。
風水害応急対策編	3-9 火葬に係る特例的取扱い 被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
その他災害応急対策編	3-10 火葬状況の報告 (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に報告するものとする。 (2) 広域火葬を行った市町村（前記(1)の報告を行った市町村を除く。）、一部事務組合及び民間の火葬場設置者は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、府に報告するものとする。 (3) 府は、府内の火葬場からの報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	3-11 引き取り者のいない焼骨の保管 被災市町村は、引き取り者のない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等を設け保管するものとする。
南海トラフ地震防災対策推進計画編	附 則 この計画は、平成11年4月1日から適用する。 附 則 この計画は、平成12年4月13日から適用する。 附 則 この計画は、平成13年2月14日から適用する。
災害復旧・復興対策編	附 則 この計画は、令和4年4月1日から適用する。
資料編	

資料27 大阪府広域火葬事務処理要領

(大阪府地域防災計画関連資料集)

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対
言に伴う対応編 東海地震の警戒宣
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(目的)

第1条 この要領は、大阪府広域火葬計画（以下「火葬計画」という。）に基づき、府、市町村（一部事務組合を含む。）及び近隣府県間の広域火葬に係る速やかな情報の伝達に必要な事項を定める。

(基礎資料の整備)

第2条 府は、火葬計画第2－1の規定により、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村に周知する。

- (1)市町村等連絡調整担当部局一覧
- (2)火葬場連絡調整主管課等一覧
- (3)火葬場整備状況一覧
- (4)火葬場、臨時ヘリポート等配置図
- (5)火葬場の案内図
- (6)その他必要な資料

2 市町村は、大規模災害時において資器材の調達・運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備・活用する。

(通報先及び方法)

第3条 府がこの要領の規定に基づき行う通知等は、市町村へ行うものとする。

2 市町村がこの要領の規定に基づき行う報告等は、府へ行うものとする。

(火葬場被害状況報告)

第4条 火葬計画第3－2の規定による報告は、火葬場被害（復旧）状況報告（様式第1号）により行うものとする。

(広域火葬応援の要請)

第5条 火葬計画第3－3の規定による広域火葬応援の要請は、府へ電話等で、死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに通報し、おって広域火葬応援要請（様式第2号）を送付することにより行うものとする。

2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じたときはその都度行うものとする。

(広域火葬の協力依頼)

第6条 府は、前条の規定による被災市町村から受けた広域火葬応援要請に基づき、協力依頼するときは、広域火葬協力依頼（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の広域火葬協力依頼は、前条第2項に対応してその都度行う。

(広域火葬の受入回答)

第7条 前条により依頼を受けた場合、市町村は直ちに火葬受入計画等を検討し、府へ速やかに広域火葬受入報告（様式第4号）を送付するものとする。

(応援火葬場の割り振り、連絡等)

第8条 火葬計画第3－4による割り振りは、前条に規定する広域火葬応援受入報告の到達後、応援火葬場割り振り（計画）表（様式第5号）を作成することにより行うものとする。

2 府は、被災市町村へ応援火葬場割り振り通知（様式第6号）を、また、広域火葬応援を行う市町村へ応援火葬場割り振り通知（様式第7号）を送付するものとする。

3 火葬計画第3－10による報告は、広域火葬実施日報（様式第8号）により毎日行うものとする。

(広域火葬応援依頼の終了)

第9条 被災市町村の担当部局は、広域火葬応援の必要がなくなる前日までに府へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（様式第9号）を提出するものとする。

総則編	(広域火葬応援実績の報告) 第10条 府は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている市町村にその旨を連絡するものとする。 2 前項の連絡を受けた市町村及び民間の火葬場設置者は、速やかに府へ広域火葬実施報告(様式第10号)を提出するものとする。
災害予防対策編	(近隣府県等からの広域火葬応援に係る対応) 第11条 近隣府県等から広域火葬応援の要請があった場合は、第7条から前条までの規定に基づき対応する。 (その他) 第12条 この要領の実施に関しその他必要な事項は、府が適宜開催する市町村火葬等主管課長会議において協議し、別に定める。
地震災害応急対策編	附 則 この要領は、平成11年4月1日から適用する。
風水害応急対策編	附 則 この要領は、平成12年4月13日から適用する。 附 則 この要領は、平成16年2月24日から適用する。 附 則 この要領は、平成26年7月7日から適用する。
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

(大阪府地域防災計画関連資料集)



資料29 大阪府 災害時におけるボランティア活動支援要綱

(大阪府地域防災計画関連資料集)

総則編

(目的)

災害予防対策編

第1条 この要綱は、大阪府域において地震・台風などによる大規模な災害が発生した場合に、府内外からのボランティアが、被災地等において円滑にボランティア活動ができるよう、その活動環境の整備を図る「災害時におけるボランティア活動支援」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

地震災害応急対策編

第2条 この制度の対象となるボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する給食・給水支援
- (2) 救助物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障がい者などの要配慮者への援助
- (4) 外国人に対する支援
- (5) その他被災者に対する支援活動

風水害応急対策編

(登録及び情報提供)

策編

その他災害応急対策編

第3条 大阪府（以下「府」という。）は、災害が発生し、ボランティアによる支援活動が必要と認めたときは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）と連携して、府社協災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を開設し、被災地等でのボランティア活動が可能な団体及び個人の登録を行うとともに、ボランティア情報を提供する。

2 被災地等でのボランティア活動を行おうとする団体及び個人は、府社協が定める災害ボランティア受付票（各市町村における活動の場合はそれに準ずる様式）を使用し、センターまたは市町村社協災害ボランティアセンター（以下、「市町村センター」という。）に登録の申し込みを行わなければならない。

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

(事前登録)

第4条 府は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行えるよう、府域でのボランティア活動が可能な団体を事前に登録する。

2 登録手続については、「災害時におけるボランティア活動登録カード」（様式1）に必要事項を記入し、窓口である大阪府政策企画部危機管理室に登録の申し込みを行わなければならない。

3 府は、前項の申込みがあった場合は登録手続を行い、「登録済証」（様式2）を当該団体に交付するとともに、当該団体の「災害時におけるボランティア活動登録カード」（様式1）の写しを府社協へ提供する。

南海トラフ地震防災対策推進計画編

(登録事項の変更届等)

災害復旧・復興対策編

第5条 事前登録を行った団体は、その登録事項に変更があったとき（但し、軽微なものは除く。）は、「登録ボランティアの変更届」（様式3）を府に提出しなければならない。

また、登録の廃止を希望するときには、「登録ボランティアの廃止届」（様式4）を府に提出しなければならない。

資料編

(提供するボランティア情報の内容)

第6条 事前登録を行った団体に提供するボランティア情報は、府内市町村からの次の情報とする。

- (1) ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先
- (2) 活動場所
- (3) 活動内容
- (4) その他の情報

(研修・講習会の実施等)

第7条 府は、府社協、日本赤十字社大阪府支部等と連携して、災害時におけるボランティアコーディネーターの育成を図るための研修・講習会を実施するとともに、府内のボランティア・市民活動に関わる中間支援組織、

関係団体等との良好な関係の維持と協力体制の確立に努める。

2 府は、事前登録を行った団体を対象に、府や市町村が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。

(保険への加入及び事故報告)

第8条 府は、センターおよび市町村センターにおいて登録したボランティアの活動中の事故に備え、災害発生後のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア保険に加入させることとし、その保険料を負担する。

2 保険に加入したボランティアが、ボランティア活動中に事故で損害を被ったときは、団体の場合にあつては当該団体の代表者が、府社協の定めるボランティア活動保険事故報告書兼証明書により報告する。

(ボランティア活動に係る報酬等)

第9条 府は、ボランティアのボランティア活動に対し、報酬及び費用弁償等を支給しない。

(損害賠償)

第10条 府は、ボランティアの活動中の事故等による損害に対し一切賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「災害時におけるボランティア活動支援制度」の運用に関し必要な事項は別に定める。

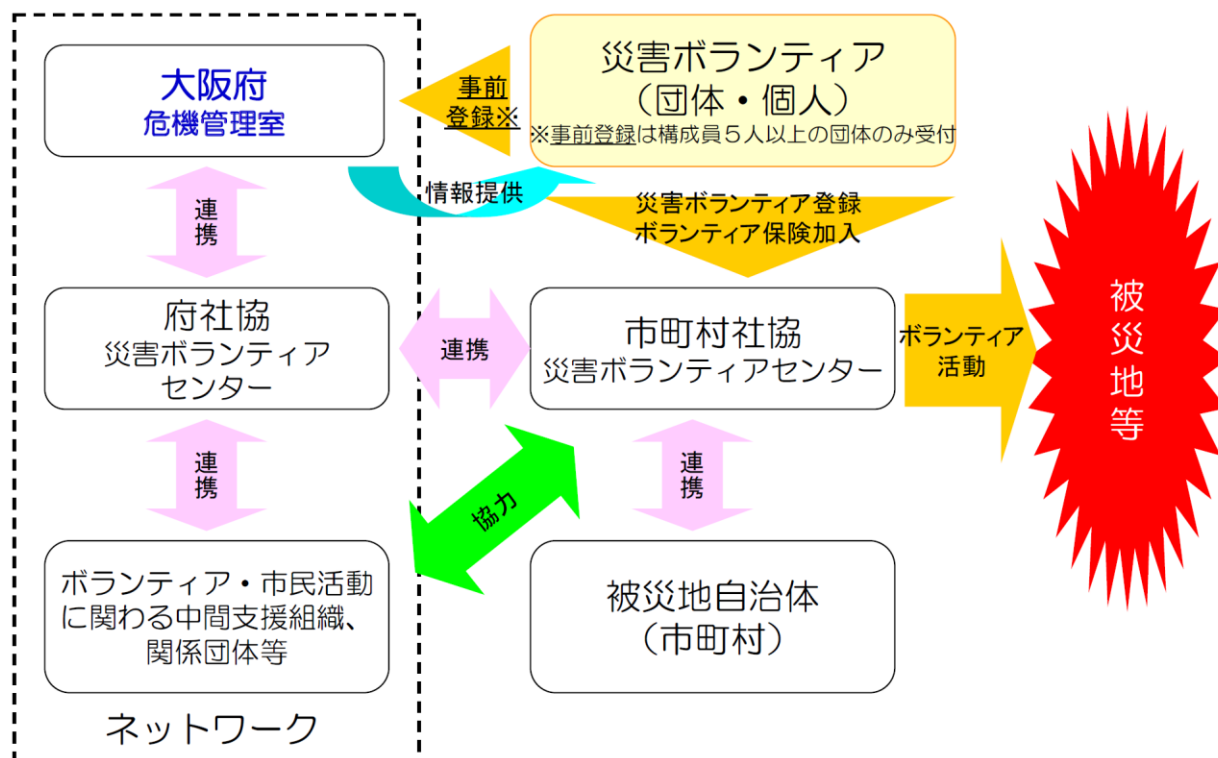
〈附則〉

この要綱は、平成9年3月31日から施行する。

(改正) 平成15年12月19日

(改正) 平成28年3月31日

災害時におけるボランティア活動支援のフロー図



総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

資料30 交野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 7 月 24 日
条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給し、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け、もつて市民の福祉に資することを目的とする。

(昭和 57 条例 20 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

2 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 5, 000, 000 円とし、その他の場合にあっては、2, 500, 000 円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 7 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭和 50 条例 15 ・ 昭和 51 条例 27 ・ 昭和 53 条例 24 ・ 昭和 56 条例 15 ・ 昭和 57 条例 20 ・ 平成 3 条例 25 ・ 一部改正)

(遺族の範囲等)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。)がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(昭和 50 条例 15 ・ 平成 23 条例 27 ・ 一部改正)

(死亡の推定)

第 5 条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別な事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(災害障害見舞金の支給)

第7条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

2 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(昭和57条例20・追加、平成3条例25・一部改正)

(準用規定)

第8条 第6条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭和57条例20・追加)

(災害援護資金の貸付け)

第9条 法第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(昭和57条例20・旧第7条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(市長が特別の事由があると認める場合にあっては、5年)とする。

(昭和50条例15・昭和51条例27・昭和53条例24・昭和56条例15・一部改正、昭和57条例20・旧第8条繰下、平成2条例13・平成3条例25・一部改正)

(保証人及び利率)

第11条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。 (令元条例21・全改) (償還方法等) 第12条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。 (昭和57条例20・旧第10条繰下・一部改正、令元条例21・一部改正) (委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (昭和57条例20・旧第11条繰下) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和50年条例第15号) この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。 附 則(昭和51年条例第27号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第8条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。 附 則(昭和53年条例第24号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第8条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。 附 則(昭和56年条例第15号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の交野市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第8条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。 附 則(昭和57年条例第20号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の交野市災害弔慰金の支給等に関する条例第7条及び第8条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。 附 則(平成2年条例第13号) この条例は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成3年条例第25号) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の交野市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は平成3年12月3日以降に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第7条第2項の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。 附 則(平成23年条例第27号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の交野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。 附 則(令和元年条例第21号) この条例は、公布の日から施行する。
災害予防対策編	
地震災害応急対策編	
風水害応急対策編	
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

資料31 交野市災害見舞金等給付条例

昭和 45 年 8 月 24 日
条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に居住する者が風雨等による自然的災害その他火災(以下「災害等」という。)により災害等を受けた場合において、災害見舞金等を給付し、応急的に援助を行い、もって住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭和 49 条例 39 ・ 一部改正)

(給付の種類等)

第 2 条 災害等を受けた者に対して給付する災害見舞金等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害見舞金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) その他、市長が必要と認めたもの

2 前項各号に掲げる給付の程度、額、方法及び手続等は、市長が別に定める。

(重複給付の禁止)

第 2 条の 2 前条第 1 項第 1 号の災害見舞金は、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)第 3 条第 1 項に規定する被災者生活再建支援金の支給を受けた者には、給付しない。

2 前条第 1 項第 2 号の死亡弔慰金は、交野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 34 号)第 3 条に定める支給を受けた者には、給付しない。

(昭和 49 条例 39 ・ 追加、平成 11 条例 20 ・ 令元条例 20 ・ 一部改正)

(給付の対象)

第 3 条 第 2 条に規定する給付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 本市に現に居住している者の家屋が第 2 条第 2 項の市長が別に定める程度の災害等を受けた場合
- (2) 本市に現に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により記録されている者で本市内において発生した災害等により、死亡した場合

2 前項により給付を受けることのできる者が死亡しているときは、その者の遺族に対して給付するものとする。

(昭和 49 条例 39 ・ 平成 24 条例 1 ・ 一部改正)

(遺族の範囲内等)

第 4 条 給付を受けることのできる遺族の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、その者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 給付を受けることのできる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 給付を受けることのできる遺族が 2 人以上あるときは、その人数で除して得た額とし、これらの者のうち、1 人を給付の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、止むを得ない事情で代表者を選任できないときは、この限りでない。

(給付の返還)

第 5 条 虚偽その他不正の行為によつて、災害見舞金等の給付を受けた者があるときは、市長はその者から給付の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に関し、必要な事項は、市長が規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 25 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 46 年 11 月 3 日から施行する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

附 則(昭和 49 年条例第 39 号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成 11 年条例第 20 号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成 24 年条例第 1 号)
 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
 附 則(令和元年条例第 20 号)
 この条例は、公布の日から施行する。

資料32 交野市地区防災計画の規定手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条の2の規定に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を交野市防災会議に対して提案し、交野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定するための手続について、必要な事項を定める。

(地区防災計画の内容)

第2条 地区防災計画は、地域防災計画に抵触しないように留意し、概ね次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画名称
- (2) 基本方針＜目標＞
- (3) 計画の対象地区の範囲
- (4) 対象地区の特性と計画の対象とする災害
- (5) 防災減災に関する活動体制
- (6) 平常時の活動
- (7) 災害時の活動
- (8) 復旧・復興期の活動
- (9) 防災訓練の実施及び検証
- (10) 防災意識の普及啓発
- (11) 計画の見直し

(提案者)

第3条 第1条に規定する提案を行うことができる地区居住者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 交野市区長会における各地区
- (2) 交野市に届出を行っている自主防災組織
- (3) 交野市内で概ね50世帯以上からなる自治会等
- (4) 交野市内で活動を行う、概ね100人以上から構成される事業者等
- (5) その他会長が特別に必要と認める組織

(地区防災計画の提案)

第4条 地区居住者等は、地域防災計画に地区防災計画の規定を提案するときは、次の各号に掲げる書類を危機管理室に提出しなければならない。

- (1) 地区防災計画提案書（様式第1号）
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 提案を行った地区居住者等が第3条各号のいずれかにあてはまることを証する書類
- (4) 地区居住者等の合意のもと作成された計画であることを証する書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第5条 会長は、第4条の提案があったときは、危機管理室において、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 第2条各号に規定する事項
- (2) 地域防災計画との整合
- (3) 同一地区及びの同一地区内自主防災組織の防災活動との整合
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 危機管理室は、審査の結果を事前審査結果報告書（様式第2号）により会長に報告するものとする。

(地区防災計画の審議)

第6条 交野市防災会議は、法第42条の2第3項に基づき、前条の事前審査の結果を踏まえ、地域防災計画に規定することについての審議を行うものとする。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	(審議結果の通知) 第7条 会長は、法第42条の2第4項に基づき、前条による審議の結果を審議結果通知書(様式第3号)により、提案を行った地区居住者等の代表者に通知するものとする。 (提案の取り下げ) 第8条 提案を行った地区居住者等の代表者は、前条の通知があるまでは、地区防災計画提案取り下げ書(様式第4号)により提案の取り下げを行うことができる。 (準用規定) 第9条 地域防災計画に規定した地区防災計画を修正しようとする場合は、第4条から第7条までの規定を準用する。 (地域防災計画への規定方法) 第10条 第5条に基づき地域防災計画に規定することが適当であると判断された地区防災計画については、地域防災計画資料編に計画名称、作成主体名称、作成年度を記載し、計画全文についてはホームページに掲載することで、周知を図る。 (庶務) 第11条 この要綱に係る庶務は、危機管理室において行う。 (雑則) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。 附 則 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
災害予防対策編	
地震災害応急対策編	
風水害応急対策編	
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

資料33 交野市地区防災計画一覧

計画名	作成主体	指定日
アドリーム交野地区防災計画	アドリーム交野管理組合	令和6年2月
天野が原町地区防災計画	天野が原町地区災害時避難所運営委員会	令和7年1月

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編